

第10問のウの記述中、「様式行為」は誤記であり、正しくは「要式行為」です。

第19問の学生Dの説明としての記述中、「確定的係数」は誤記であり、正しくは「確定的計数」です。

[憲 法]

〔No. 1〕 ある法律を制定してほしいと考えた個人が採ることのできる手段についての次のAからEまでの学生の会話のうち、明らかな誤りを含む意見は幾つあるか。

- A 法律を改廃するのは立法府の仕事であるから、まずは国会に請願することが考えられる。請願をする権利は、大日本帝国憲法下でも保障されていたが、一種の参政権であるから、外国人には保障されない。また、国会は、そのような請願を処理した結果を国民に報告する義務がないから、余り実効性がない。
- B それよりも法律案の提出権のある地元の国会議員に頼むのがよいと思う。衆議院議員の場合、法律案を提出するには、予算を伴うものであれば20人以上の、そうでないときでも、10人以上の賛成が必要となる。国会には内閣法制局のような立法の専門家スタッフがいらないのが難点だが、所管する省庁の関係部局のスタッフの協力により法律案の作成が可能だ。
- C 政府に働き掛けるというのはどうだろう。内閣法は、内閣の法律案の提出権を認めている。しかし、内閣に法律案の提出権があるかどうかは、憲法上、全く問題がないわけではない。法律案の提出権も立法権の一部であるとするならば、憲法第41条の定める国会単独立法の原則に反するともいえるからだ。
- D それは、形式論に過ぎると思う。憲法上、閣僚の過半数は衆議院議員でなければならないから、内閣の提出権を否定してみても、当該議員を通じて法律案を提出できるので、実質的には意味がない。単独立法の原則で重要なのは議決権だが、国会は、内閣の提出した法律案を否決したり、修正することもできるから、法律案の提出権が内閣にあったとしても、この原則に反するとはいえない。
- E 議院内閣制は、国会と内閣が協働することを趣旨とするのであるから、内閣に提出権があっても少しもおかしくない。内閣から法律案を提出してもらうために、その法律案に係る事項を所管する各省庁の大臣に陳情するのもよい。例えば、被害者保護に関する事項については、所管する法務大臣が内閣を代表して法律案を提出することになるであろう。現実に成立する法律の大半は、こうした内閣提出法案が成立したものだ。

1 . 1 個 2 . 2 個 3 . 3 個 4 . 4 個 5 . 5 個

〔No. 2〕 次の記述は、天皇や皇族の地位等に関するものであるが、(A)から(D)までの下線部分のうち、明らかな誤りを含むものは幾つあるか。

天皇の憲法上の地位の特殊性に関連して、天皇の刑事上の責任については、その根拠は分かれるものの、天皇は刑事責任を問われないという理解が一般的であり、民事上の責任については、学説は分かれているが、(A)最高裁判所の判例は、天皇にも民事裁判権が及ぶものの、天皇が日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴という地位にあることにかんがみ、天皇は実体法上民事責任を負わない旨判示している。

皇位の継承について、皇室典範第1条は、「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」と定めているが、この規定に関しては、(B)世襲制度自体が門地により人を差別するものであるから、憲法第14条に反し違憲であるとの見解が成り立ち得るし、他方で、(C)男子に限る点で性別により人を差別するものであるから、憲法第14条に反し違憲であるとの見解も成り立ち得る。

これに関連して、そもそも、天皇及び皇族が憲法第三章の権利の享有主体となるかどうかについて議論があるが、(D)これを肯定する立場からは、必然的に、天皇及び皇族に選挙権を認めない公職選挙法の規定や皇族男子の婚姻に皇室会議の議を経ることを要求する皇室典範の規定は違憲であると考えられることになる。

1 . 0 個 2 . 1 個 3 . 2 個 4 . 3 個 5 . 4 個

【No. 3】 次の文章の から までの空欄に後記の文章群から適当な記述を選んで入れると、条約に関する教授と学生の会話となる。 から までの空欄に入れるべき記述の組合せとして最も適切なものはどれか（同一番号には同一の文章が入るものとする。）。

教授 憲法と条約が抵触する場合について、その効力関係をどのように考えますか。

学生 私は、と考えます。

教授 その根拠は何でしょうか。

学生 と考えると、憲法改正には厳格な手続が定められているにもかかわらず、からです。

教授 しかし、それでは、ことに反し、憲法の条文上、ことにも反するのではないのでしょうか。

学生 ことについては、そのことから直ちに条約が憲法に優位するとの結論を導き出すことはできないと考えます。また、ことについては、確かに、憲法第7条第1号のように、憲法は必要な場合には「条約」を明示的に規定していますので、一見すると、条約は違憲審査の対象とならないかのようです。しかし、そもそも違憲審査の対象に条約が含まれるか否かは、という立場を採ったからといって、当然にこれを肯定することにはなりません。

教授 条約に対しては違憲審査権が及ばないと考えるのですか。

学生 いいえ、私は、条約も違憲審査権の対象となると考えます。ことについては、同条文は違憲審査の対象を限定列举したものではなく、「条約」は条文上の「法律」に準じるものと考えることが出来ます。また、と考えれば、条約が国家間の合意であることとも矛盾しないからです。

教授 条約に対する違憲審査権について最高裁判所はどのような判断を示していたでしょうか。

学生 砂川事件の最高裁判所の判決において、と判示しました。

【文章群】

ア 条約と国内法とは、法源や主体を異にするため、相互に独立した別個の法体系をなすという二元論が妥当する

イ 条約と国内法とを統一的、一体的に考える一元論が妥当する

ウ 条約に対して、憲法の効力が優る

エ 憲法に対して、条約の効力が優る

オ 第81条で条約が除かれている

カ 第98条第1項で条約が除かれている

キ 憲法が国民主権原理を採っている

ク 憲法が国際協調主義を採っている

ケ 条約は、国家間の合意であって、一国の意思のみで効力を否定することはできないが、国内法上の効力は違憲審査の対象となる

コ 条約は、国家間の合意であるから、相手国に日本の憲法をその責任において解釈する義務はなく、無効とすれば法的安定性を害することとなる

サ 条約締結によって、いかなる内容の憲法改正も無限定に許されることになる

シ 国会の承認のみで足りる条約締結によって憲法改正と同様の効果を認めることになる

ス 条約は、内容が高度に政治的なものである場合が多いので、原則として、司法審査の対象になじまないが、刑事事件において、条約が違憲か否かが前提問題となっているような場合には、違憲審査の対象となる

セ 条約の内容が、高度に政治的な内容である場合には、原則として、司法審査になじまないが、一見極めて明白に違憲無効であるか否かの審査はなし得るとの限度で、条約も違憲審査の対象となる

1. にウ, にク, にア 2. にシ, にカ, に入 3. にイ, にサ, にカ
4. にク, にオ, にセ 5. にシ, にキ, にケ

【No. 4】 憲法第13条にかかわる次のAからEまでの文章のうち、最高裁判所の判例の趣旨と合致するものは幾つあるか。

- A 憲法第13条は、個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を保障しているものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは同条の趣旨に反して許されないが、この自由の保障は、その性質からして、我が国に在留する外国人に及ぶものと解することはできない。
- B たばこは、ある程度普及率の高い嗜好品にすぎないとはいえ、喫煙の禁止は、たばこの愛好者に対しては相当の精神的苦痛を感じしめるものであり、しかもたばこは人体に直接障害を与えるものとは言えないのであるから、喫煙の自由は、憲法第13条の保障する基本的人権の一に含まれ、これに対する制限は原則として許されないものと解するのが相当である。
- C 憲法第13条は、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を保障しているというべきであるが、現に犯罪が行われ若しくは行われたのち間がないと認められる場合であって、しかも証拠保全の必要性及び緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくとも、警察官による個人の容ぼう等の撮影が許容されるものと解すべきである。
- D 前科及び犯罪経歴は、人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという憲法上の保護に値する利益を有すると解されるが、弁護士会から「中央労働委員会、地方裁判所に提出するため」という理由で、特定の人の前科及び犯罪経歴の照会があれば、市町村長がこれに応じてその前科及び犯罪経歴を報告することは正当なものとして許されると解するのが相当である。
- E 大学主催の講演会に参加を申し込んだ学生の氏名・住所等の情報は、プライバシーの権利ないし利益として、法的保護に値するというべきであるが、これらの情報は、基本的には個人の識別などのための単純な情報にとどまり、思想信条や結社の自由等とは無関係で、他人に知られたくないと感ずる程度・度合いの低い性質のものであることなどからすると、当該大学が、講演者の警備、警護に万全を期するために警察にこれらの情報を開示することは、たとえ事前に学生等の同意ないし許諾を得ていないとしても、社会通念上許容されるというべきである。

1. 1個 2. 2個 3. 3個 4. 4個 5. 5個

【No. 5】 非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする規定を合憲と判断した最高裁判所平成7年7月5日大法廷決定（民集49巻7号1789頁）における裁判官の見解には、以下のAからCの命題が含まれる。後記の文章群のAからCまでの文章とAからCまでの命題との間の整合性について述べた1から5の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 前記規定は、合理的理由のない差別とはいえず、憲法第14条第1項に反しない。
- B 前記規定の合理性に疑問があるとしても、これに対処するには本来立法によるべきであって、違憲を宣言すべき段階には至っていない。
- C 前記規定による差別に合理的根拠はなく、憲法第14条第1項に違反する。

【文章群】

- ア 憲法第14条第1項は、国民に対し法の下での平等を保障した規定であって、同項後段列挙の事項は例示的なものであり、この平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解すべきである。
- イ 法律が制定された当時には立法目的が合理的でありその目的と手段が整合的であると評価されたものであっても、その後の社会の意識の変化、諸外国の立法のすう勢、国内における立法改正の動向、批准された条約等により、現在においては、立法目的の合理性、その手段との整合性を欠くに至ったと評価されることはあり得るのであって、その合憲性を判断するに当たっては、制定当時の立法目的だけではなく、その後が生じている立法の基礎をなす事実の変化等をも加えて検討されなければならない

ない。

ウ 相続制度は社会の諸条件や親族各人の利益の調整を考慮した総合的な立法政策の所産であって、これをどのように定めるかは立法府の裁量にゆだねられているが、この裁量には限界があり得る。

エ 民法が法律婚主義を採用している以上、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重する前記規定の立法理由にも合理的な根拠があるというべきであり、前記規定が非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1としたことが、前記立法理由との関連において著しく不合理であり、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということとはできない。

オ 前記規定の合理性の判断は、財産的利益に関する事案におけるような単なる合理性の存否によってなされるべきではなく、立法目的自体の合理性及びその手段との実質的関連性についてより強い合理性の存否が検討されるべきである。

カ 本件の被相続人は、女性が戸主になれなかった時代に婿養子を選ぶため試婚を繰り返すことを余儀なくされた女性であり、本件は、この度重なる試婚の過程で、事実婚により生まれた非嫡出子と、その後成立した法律婚から生まれた嫡出子間の遺産分割の事案である。前記規定の憲法適合性の審査においては、前記のような事実関係の特殊性は重視されるべきではない。

1. アは、AからCまでの全ての命題と整合するが、カは、Bの命題と整合しない。
2. イは、AからCまでの全ての命題と整合するが、ウは、Aの命題と整合しない。
3. ウは、AからCまでの全ての命題と整合するが、エは、Cの命題と整合しない。
4. カは、AからCまでの全ての命題と整合するが、オは、Cの命題と整合しない。
5. オは、A、Bいずれの命題とも整合せず、カは、B、Cいずれの命題とも整合しない。

【No. 6】 次の文章は、生存権の法的性格に関する記述であるが、 から までの下線部分のうち、明らかな誤りを含むものを組み合わせたものはどれか。

社会権の萌芽的存在は、18世紀の人権宣言にさかのぼることができるが、「人間たるに値する生存の保障」について初めて憲法に規定を置いたのは、1871年ドイツ国憲法（いわゆるビスマルク憲法）である。同国の当時の支配的学説は、この規定の法的性格をプログラム規定と解した。

日本国憲法第25条第1項に定める生存権の法的性格について、最高裁判所が初めて判断したのは、食糧管理法違反事件（昭和23年9月29日大法廷判決・刑集2巻6号1235頁）である。最高裁判所は、「25条1項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得よう国政を運営すべきことを国家の責務として宣言したもので、この規定により直接に個々の国民は、国家に対して具体的現実的に係る権利を有するものではない」旨判断した。ただし、この事案では、ヤミ米購入運搬を禁止することが生存権に対する不当な侵害であるとの被告人の主張にこたえて、その法的性格が論じられたのであり、直接問題となったのが生存権の自由権的側面であって、国家に対する積極的な給付請求権としての生存権ではなかったことに留意する必要がある。

朝日訴訟においても、最高裁判所は、前記判決を引用して、憲法に規定する生存権の具体的権利性を否定し、「厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するに足りると認めて認定した生活保護法所定の保護基準については、不当の問題として政府の政治責任が問われることはあっても違法行為として司法審査の対象となることはない」旨判断した。しかし、この訴訟では上告人が二審判決後に死亡したことから、最高裁判所は、相続人による訴訟承継を認めず訴訟の終了を宣言しており、同判決中の生存権の法的性格に対する判断は傍論にすぎない。このような傍論中の判断については、法的に何の意味もなく最高裁判所がなすべきことではないとの批判がある。

堀木訴訟においても、最高裁判所は、生存権の法的性格について、前記の昭和23年判決を引用して同じ趣旨の判断を下した。さらに、この事案では、最高裁判所が、「25条2項は、国の事前の積極的防貧施策をなすべき努力義務のあることを、同1項は2項の施策の実施にもかかわらず、なお落ちこぼれた者に対し、国は事後的、補足的かつ個別的な救貧施策をなすべき責務のあることを宣言したものである」と判断したことも注目される。

- 1 .
- 2 .
- 3 .
- 4 .
- 5 .

【No. 7】 次の文章は、報道の自由に関するものであるが、下線部分の内容が正しいものを組み合わせたものはどれか。

かつて、最高裁判所（昭和27年8月6日大法廷判決・刑集6巻8号974頁）は、捜査情報を記者に漏らした公務員の氏名等に関し、記者が取材の自由を理由に証言を拒絶した事件において、憲法第21条は、一般人に対して平等に表現の自由を保障したものであって、新聞記者に特殊の保障を与えたものではなく、記者は取材源について証言拒絶をすることはできない旨判示した。その後、いわゆる博多駅事件（昭和44年11月26日大法廷決定・刑集23巻11号1490頁）において、最高裁判所は、事実の報道の自由は、国民の知る権利に奉仕するものであって、憲法第21条の保障の下にあり、このような報道機関の報道が正しい内容を持つためには、報道のための取材の自由も、憲法第21条の精神に照らして十分尊重に値する旨判示したが、同時に、取材の自由といっても、公正な刑事裁判の実現の保障という憲法上の要請があるときには、ある程度の制約を受けることは否定できないとして、取材フィルムがテレビで放映済みである場合には、報道機関は、既に報道の目的を達しているということができるので、当該取材フィルムが証拠として使用されることを受忍しなければならない旨判示した。さらに、外務省の事務官から秘密事項に関する電文を入手した記者が、秘密漏示行為のそそのかしの罪に問われた事件（昭和53年5月31日第一小法廷決定・刑集32巻3号457頁）において、最高裁判所は、報道の自由及び取材の自由が憲法上保障されるか否かに関しては博多駅事件と同様の判示をした上で、報道機関は、取材に関し他人の権利・自由を侵害し得る特別の地位を有するものの、公務員の守秘義務を侵害する結果を招く取材を正当業務行為ということとはできない旨判示した。また、暴力団組員等による違法な債権取立て行為に関する刑事事件の捜査に当たって、当該債権取立ての模様を取材収録したビデオテープを押収した事件（平成2年7月9日第二小法廷決定・刑集44巻5号421頁）において、最高裁判所は、報道の自由及び取材の自由が憲法上保障されるか否かに関しては博多駅事件と同様の判示をした上で、本件の場合、ビデオテープは事案の全容を解明して犯罪の成否を判断する上で重要な証拠価値を持つものであり、他方、本件差押えによって報道の機会が奪われるというものはなく、本件取材は犯罪者の協力により犯行現場を撮影収録したものであって取材の自由の一態様としてこのような取材を保護しなければならない必要性は疑わしいなどとして、本件差押えは適正迅速な捜査の遂行のためにやむを得ない旨判示した。

1 . 2 . 3 . 4 . 5 .

【No. 8】 次のアからオまでの記述は、憲法上の手続保障に関するものであるが、そのうち誤っているものは幾つあるか。

ア 憲法第31条は、その文言上、手続の法定を定めているにすぎない。最高裁判所の判例もまた、この規定が、この文言どおりの内容を保障しているにすぎないという見解を採っている。

イ 最高裁判所の判例によれば、黙秘権は、純然たる刑事手続に限って保障されるので、それ以外の手続においては、それが刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有する手続であっても、その保障は及ばない、としている。

ウ 憲法第31条の趣旨には「刑事手続は、法律によって定めなければならない」ということを含むが、そこでいう「法律」とは、形式的意味の法律を指す。したがって、刑事手続に関する定めは、すべて国会によって制定される法律によらなければならない。

エ 最高裁判所の判例によれば、刑事裁判において、起訴された犯罪事実のほかに、起訴されていない犯罪事実をいわゆる余罪として認定し、実質上これを処罰する趣旨で量刑の資料に考慮し、これがため被告人を重く処罰することは、不告不理の原則に反し、憲法第31条に違反するが、憲法第38条第3項違反にはならない、としている。

オ 刑事訴訟法上の緊急逮捕が憲法第33条に違反しないかどうかを考えるに当たり、事後的とはいえ、逮捕に接着した時期に逮捕状が発せられることを重視して合憲であるとする見解は、緊急逮捕を現行犯逮捕に含めて理解しようとするものである。

1 . 1個 2 . 2個 3 . 3個 4 . 4個 5 . 5個

【No. 9】 次の文章は、いわゆる国務請求権に関する教授と学生の問答である。学生AからEの説明のうち、誤っているものを組み合わせたものはどれか。

教授 憲法第17条が定める国家賠償請求権について説明してください。

学生A 憲法第17条は、公務員の不法行為によって損害を受けた者が国又は公共団体に対して損害賠償請求権を有することを定めていますが、これは、権力的作用の場合について、国の不法行為責任を一般的に認めたと解されています。

教授 憲法第17条は、「法律の定めるところにより」損害賠償を請求し得ると規定していますが、この規定の性格について、判例はどのように考えていると理解していますか。

学生B 確かに、国家賠償請求権については法律による具体化が予定されていますが、これは、公務員のどのような行為によりいかなる要件で損害賠償責任が発生するかを立法府の政策的判断にゆだねたものであって、法律に対する白紙委任を認めているものではないとしています。

教授 裁判官の判断について、国家賠償請求が認められる可能性はありますか。

学生C 判例は、裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したような場合には認めてもよいとしています。

教授 では、次に、憲法第40条の刑事補償請求権について説明してください。

学生D 刑事補償請求権は、刑事手続が適法に進められた場合であっても、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときには、その者の人身の自由の侵害に対して事後的に救済を図ろうとする趣旨で定められたものです。なお、この権利の性格については、国家賠償請求権と同じように、公務員の側の故意・過失にかかわらず結果に対する補償請求が認められると解されています。

教授 ところで、不起訴の場合にも、刑事補償は認められるのですか。

学生E 判例によると、抑留又は拘禁された被疑事実が不起訴となった場合にも、憲法第40条によって刑事補償を受けることができるとされています。

1. A D 2. B E 3. C A 4. D B 5. E C

【No. 10】 次のアからオまでの記述は、内閣の組織と権能に関するものであるが、そのうち誤っているものを組み合わせたものはどれか。

ア 日本国憲法では、明治憲法とは異なり、国民の民主的コントロールを徹底させる趣旨から、内閣の下にある行政組織については法律で定めるべきことを明文で規定している。ただし、行政組織の細部まで、すべてを法律で決めなければならないわけではなく、社会の変化に応じて必要な内部組織の編制替えを迅速・柔軟に行うことができる。

イ 内閣の構成員である各大臣は、それぞれ主任の大臣として、行政事務を分担管理することになる。行政事務を分担管理しない国務大臣として無任所大臣を置くこともできるが、主任の国務大臣の場合とは異なり、憲法上その存在を予定する規定はみられない。

ウ 閣議決定は全員一致によるが、それは憲法第66条第3項を根拠にするものであり、多数決による意思決定は憲法上認められない。そのことは、内閣総理大臣が任意に国務大臣を罷免できるとする憲法第68条第2項の規定からも明らかである。したがって、閣議決定は様式行為ではないが、大臣全員の署名が必要とされる。

エ 内閣総理大臣が国会議員であることは、選任の要件であるとともに在職の要件でもあると解されている。したがって、資格争訟や選挙訴訟で国会議員でなくなったとされた場合はもちろん、解散によって議員の地位を失ったときにも、その時点で内閣総理大臣の資格を失うことになる。

オ 内閣は、天皇の国事行為すべてについて助言と承認を行うことが憲法上求められ、その結果について自ら政治的責任を負うが、国事行為の他に象徴としての行為として公的行為を認める立場では、公的行為に対する責任については、憲法上の規定はないものの、公的行為について直接又は間接に補佐を行う内閣が負うものと解されることになる。

1. ア オ 2. イ ア 3. ウ イ 4. エ ウ 5. オ エ

【No. 11】 次のAからEまでの記述は、司法審査が及ぶ事項と及ばない事項に関するものであるが、そのうち、最高裁判所の判例に照らし、正しいものを組み合わせたものはどれか。

- A 裁判所は、国会がある法律を制定した際の議事手続の有効性について、原則として判断することはできないが、例外的に明白な憲法違反が認められる場合には判断すべきである。
- B 大学は、国公立と私立とを問わず一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しており、学生に対する単位授与認定行為は、当然に一般市民法秩序と直接の関係を有するものでないことは明らかであり、原則として裁判所の司法審査の対象とはならない。一方、国公立大学の専攻科の修了を認定しないことは、学生が一般市民として公の施設を利用する権利を侵害するものであるから、前記認定に関する争いは司法審査の対象となる。
- C 地方議会の議員の懲罰処分は、原則として、議会の内部規律の問題として自治的措置に任せるべきであるから、議会への出席停止処分の有効性には裁判所の司法審査が及ばないが、議員の除名処分の有効性については、議員の身分喪失に関する重大事項で単なる内部規律の問題にとどまらないから、司法審査の対象となる。
- D ある訴訟が、直接宗教上の教義の解釈を求めるものではなく、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争についてのものであり、前記教義にかかわる判断が請求の当否を決するための前提となるにすぎないときは、同訴訟は法律上の争訟に当たり、司法審査の対象となる。
- E ある政党が党員に対してなした除名等の処分については、一般市民法秩序と直接の関係を有しない限り、裁判所の審査権は及ばない。また同処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、その当否に関する裁判所の審理は、当該政党の規範が公序良俗に反するなど特段の事情のない限り、同規範に照らし適正な手続でなされたか否かに限られる。

1. A B 2. B C 3. C D 4. D E 5. E A

【No. 12】 次のAからEまでの記述は、地方自治に関するものであるが、そのうち、明らかな誤りを含むものは幾つあるか。

- A 大日本帝国憲法には、地方自治について何ら規定が置かれていなかった。法律によって、府県や市町村などの制度が定められていたが、国の官吏たる府県知事が置かれるなど中央集権的な制度であった。
- B 日本国憲法第92条で定められている「地方自治の本旨」には、住民自治と団体自治の二つの要素があり、前者は、地方自治が住民の意思に基づいて行われるということ、後者は、地方自治が国から独立した団体にゆだねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるということを示している。
- C 最高裁判所は、東京都の特別区が憲法第93条第2項の地方公共団体といえるかどうかの問題となった事件の判決において、当時の特別区は憲法上の地方公共団体ではないとの結論を示したが、その理由中において、区長の公選制が法律によって定められているのであれば、その場合の特別区は憲法上の地方公共団体と認められる旨判示した。
- D 憲法第93条は、地方公共団体に議事機関として議会を設置すること及び地方公共団体の議会の議員を住民の直接選挙で選ぶことを定めているので、法律で、「町村は、条例で、議会を置かず、選挙権を有する住民の総会を設けることができる。」と定めることは違憲である。
- E 憲法が、市町村と都道府県の二重構造の存在を要請しているか否かについては、要請していると解する説と、要請しておらず立法裁量の問題であると解する説とがある。二重構造を憲法上の要請と解する説によっても、現行の都道府県と市町村を保障していると解する論理必然性はないので、都道府県制を廃止して、他の制度を採用したとしても、必ずしも違憲の問題は生じない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

【No. 13】 次の文章は、選挙制度に関する学生Aと学生Bとの会話である。空欄の から を埋めるのに最も適切な文章を後記の文章群の中から選んで当てはめた場合、正しいものの組合せとなるのはどれか(同一番号には同一の文章が入るものとする。)

学生A 日本では、衆議院議員選挙について小選挙区比例代表並立制が採用されており、参議院議員選挙については、()が採用されている。参議院議員選挙における比例代表選挙については、平成12年の法改正で非拘束名簿式が導入された。この制度は、各政党が候補者に順位を付けずに名簿を提出して、有権者が政党名か候補者名かいずれかを書いて投票し、政党名・候補者名を合わせた総得票数に従って政党に議席が配分された上で、候補者名投票の得票数の多い者から順に当選者を決める方法だけど、このような制度は、憲法違反の疑いがあるのではないかと思う。なぜなら、()からである。

学生B いや、そんなことはあり得ない。なぜなら、()からである。

学生A しかし、実際には、比例代表選挙を実施している国では、拘束名簿式を採用しているところの方が多くはないかな。例えば、北欧諸国などでは、候補者名簿を作成する際に、候補者の性別を考慮して男性と女性を交互に並べることで、たくさんの女性議員を当選させていると聞いているよ。

学生B それはクォータ(割当て)制のことだね。最近では、クォータ制を採用する国が増えているね。例えば、拘束名簿式の比例代表制で、候補者名簿上に男女を交互に並べれば当選者の50パーセント近くを女性にすることができるし、候補者の3人に1人を女性にすれば、33パーセント近くの女性議員を誕生させることができるわけだね。

学生A このような男女交互名簿式によるクォータ制を日本で公職選挙法を改正して採用したら、憲法違反になると思う。なぜなら、()からである。

学生B この場合は、()ことからすれば合憲になるとも考えられるが、()と解しておくのが妥当ではないかな。

【文章群】

ア 全国11ブロックに分けて行う比例代表選挙と各都道府県を単位とする選挙区選挙の二本立ての制度

イ 選挙制度の決定については、憲法第47条で幅広い立法裁量が認められており、最高裁判所の判例もこのことを認めている

ウ 全都道府県の区域を通じて行われる比例代表選挙と各都道府県を単位とする選挙区選挙の二本立ての制度

エ 政党内で名簿の登載順をめぐるし烈な競争が起こり、「金のかからない選挙」の理想とは裏腹に財力によって当選が左右されるため、憲法の平等原則に反するし、また、政党が候補者の順位を決定することができないため、政党本位で選挙を実施しなければならない参議院議員選挙制度の本旨にも反する

オ 憲法違反の問題が起こる余地をなくすためには、公職選挙法を改正して要件を明確にしておけばよい

カ 選挙制度の決定に関して、憲法第47条で幅広い立法裁量が認められていることについて、最高裁判所の判例はないが、学説は一致している

キ タレントなどの有名人候補者の得票で他の候補者を何人が当選させることができる制度であり、有権者の投じた票が別の候補者の当選に使われる点で有権者の意思を正確に反映する制度とはいえない

ク 強制的なクォータ制を法律によって導入することについては憲法違反の疑いも残るので、できれば政党が自発的に導入するのが望ましい

ケ 男性の候補者に対しては立候補の自由を侵害するため、性差別になる危険があるし、政党の自律にも反する

コ 選挙人の資格について、憲法第44条では性別を考慮してはならないことが定められている

1. にア, にク 2. にキ, にコ 3. にカ, にエ
4. にケ, にウ 5. にオ, にイ

【No. 14】 次の文章は、学生AとBの会話である。 から までの空欄に、後記のアからコまでの文章又は語句群から適切なものを選んで入れると、思想・良心の自由に関する会話となる。 から までの空欄に入れるべき文章又は語句の組合せとして最も適切なものはどれか（ただし、同一の語句が2回以上使用されている場合がある。）

学生A 憲法第19条がその自由を保障する「思想及び良心」の意味については、()ととらえる説と、()とより狭くとらえる説があるね。

学生B この自由と謝罪広告を強制することとの関係は、どうなの。

学生A 謝罪は、()を表明するものなので、()ととらえる説では謝罪広告の強制は憲法第19条に違反するが、()ととらえる説では違反しないことになりそうだ。

学生B 最高裁判所の判例は、「思想及び良心」を()ととらえる説を採っているのだね。

学生A 正面からそのようには言っていないが、結論的にはそうなるだろう。

学生B この判決には、憲法第19条は()を保障している、ということを経由として、多数意見の憲法判断に反対している少数意見もあるよね。

学生A このような理解は、()ことにも関係するね。

学生B それでは、()こととの関係はどうなるの。

学生A この規定は、刑罰又は、より重い刑罰を科される根拠となる事実を述べることを強要されないことを保障しているが、これまでよく言われてきたこととは異なる見方をすれば、()ことを刑事裁判について特に意識させるための規定とみることもできると思う。

学生B 憲法第19条は、()を供述することを強制することを禁止しているのではないよね。

学生A 仮にそれを禁止しているとすれば、裁判で証人に()を原則として認めないことが憲法第19条に違反することになるね。

学生B 刑事裁判については憲法が()を保障しているので、憲法第19条の例外をこの規定が認めていると解することもできる。

学生A でもそれでは、民事裁判については説明できなくなるから、憲法第19条が()の沈黙を保障しているとみることはできないね。

学生B そうすると民事裁判で記者には情報源についての()は認められないことになるの。

学生A それは、()を憲法第21条が保障しているのかどうかの観点から判断すべきだろう。

【文章又は語句群】

ア「知識、事実についての記憶を含む、内心にあるすべての事柄」

イ「道徳的な反省とか誠実さというような事物の是非、善悪の判断」

ウ「内心における物の見方ないし考え方」

エ「世界観、人生観など個人の人格形成の核心をなすもの、つまり価値観、主義、信条」

オ「沈黙を欲する者に沈黙する自由」

カ「憲法第21条が表現を強要されないことを保障している」

キ「憲法第38条が自己に不利益な供述を強要されないことを保障している」

ク「取材の自由」

ケ「証人審問権・証人喚問権」

コ「証言拒絶権」

1. ア カ コ 2. エ キ ウ 3. イ カ コ

4. ウ オ ア 5. エ ウ ク

【No. 15】 次のAからEまでの記述は、教育に対する国のかかわり方に関するものであるが、そのうち最高裁判所の判決の趣旨と合致するものを組み合わせたものはどれか。

A 教科書検定は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るという国の責任を果たすためにその一環として行われるものであり、教科書執筆の自由ないし出版の自由の制限として許容されるためには、教科書の誤記、誤植その他著者の学問的見解にかかわらない客観的に明白な誤りの有無の審査にとど

められなければならない。

- B 親は家庭教育等において子女に対する教育の自由を有し、私学教育における自由や教師の教授の自由も、それぞれ限られた一定の範囲で肯定されるが、それ以外の領域においては、国は、子供自身の利益の擁護のため、又は子供の成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において、子供に対する教育内容を決定する権能を有すると解すべきである。
- C 憲法第26条第2項後段の意義は、国が義務教育を提供するにつき有償としないこと、換言すれば、子女の保護者に対しその子女に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められるから、この規定が、教科書その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない。
- D 検閲とは、行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的とし、対象とされる表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを特質として備えるものをいうところ、教科書の検定は、一般図書としての発行を何ら妨げるものではなく、発表禁止目的や発表前の審査などの特質がないから、検閲に当たらず、憲法第21条第2項前段の規定に違反するものではない。
- E 国には、教育の一定水準を維持しつつ、高等学校教育の目的達成に資するために、高等学校教育の内容及び方法について遵守すべき基準を定立する必要があるが、憲法第23条、第26条の趣旨からすると、そのような基準は、教師に対する助言指導的なものとされるべきであるから、高等学校学習指導要領が法規としての性質を有するものと解することは相当でない。

1. A D 2. B E 3. C A 4. D B 5. E C

【No. 16】 次のアからオまでの記述は、憲法規範の特質に関するものであるが、そのうち誤ったものを組み合わせたものはどれか。

- ア 一国の法秩序は、憲法のほか、法律、命令、規則など、様々な法形式によって構成され、全体として統一した体系を形作っている。法規範は、その効力の根拠を他の規範から受け取る。例えば、Aという規範が効力を有するのは、誰がどのような手続でAという規範を制定するかを定めたBという規範の存在を前提としている。この場合、B規範がA規範の効力根拠である。この関係を授權というならば、憲法以外のすべての国法形式は、最終的には憲法の授權を受けて存立することになる。一般に、憲法が授權規範であると言われるのは、このような特質を指しているのである。
- イ 憲法は個々の国民に自由を保障したが、その自由を無制限に行使してよいとすると、社会の秩序は保てない。そこで、自由の濫用を抑止することが必要となる。日本国憲法第12条から読み取れるとおり、国民に自由を付与するとともに、それが行き過ぎないように制限することが憲法の役割となる。憲法が制限規範であると言われるのは、正にこの意味である。
- ウ 憲法が他の国法形式の授權規範であるということから、国内の法秩序の頂点に位置付けられる。ここから憲法が最高規範であることが導かれるが、軟性憲法の例からも分かるとおり、授權関係から直ちに憲法の形式的効力が他の法規範に優位すると言えるわけではない。憲法改正手続が法律の制定手続よりも困難である場合に初めて、憲法は形式的効力の点でも最高規範となるのである。
- エ すべての法規範は、憲法の授權によって効力を有するから、旧憲法下に制定された法規範は、現憲法の授權を受けていないため、当然に効力を失うべきものであるが、日本国憲法第98条第1項が経過規定の意味を持つと解されることにより、例外的に効力が認められるのである。ただし、このように解しても、明治憲法以前に制定された法規範が日本国憲法下で効力を有しないことは明らかである。
- オ 憲法自体は、その効力をどこから得ているのかが問題となる。憲法の効力根拠に関する学説を自然法との合致に求めるものと憲法定権力の決断に求めるものに二分した場合、前者では、基本的人権の尊重も、それが自然法の内容をなす限り、憲法改正の限界となるのに対して、後者では、憲法定権力の所在だけが憲法改正の限界であるから、基本的人権の尊重は憲法改正の限界とはなり得ない。

1. ア イ 2. イ ウ 3. ウ エ 4. エ オ 5. オ ア

【No. 17】 次の文章は、研究の自由をテーマとするゼミナールでの議論であるが、(ア)から(ソ)までの()内に入れるべき語句の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

教授 今日テーマは、研究の自由です。日本国憲法第23条は、何を保障していますか。

学生A 憲法第23条は、個人の人権としての学問の自由のみならず、(ア)の保障も含んでいます。学問の自由の内容としては、学問研究の自由、研究発表の自由、(イ)の3つのものがあります。

教授 B君、学問の自由をめぐる従来どのようなことが問題となりましたか。

学生B (ウ)事件判決では(エ)による大学構内での情報収集活動が、そして(オ)事件判決では初等中等教育機関における(カ)の保障などが問題となりました。

学生C 大日本帝国憲法下で、(キ)博士の学説が政府によって禁圧された(ク)事件等が起きています。それゆえ、日本国憲法第23条では、学問研究は研究者の自由に全面的にゆだねられるべきであるという点で、学説が一致していると言えます。

教授 そうすると、C君、研究の自由は絶対的に保障されるのですか。

学生C 研究は内面的精神活動であり、(ケ)の自由の一部を構成するものとして絶対的に保障されると思います。

学生D しかし、研究にかかわることがすべて絶対的に保障されるとは言えないのではないのでしょうか。研究は、実験やフィールドワークなどの(コ)精神活動を通じても遂行されます。それらは絶対的に保障されるとは言えないと思います。

学生E 近年は、「知の統制」も議論されています。それは、(サ)精神活動といえる研究テーマの選択に対する制限について合憲性の問題を惹起すると思います。

学生F 膨大な研究費が必要である研究もあります。研究の自由を実効的に保障するために、憲法第23条は、(シ)である公的助成を受ける権利をも保障すると言えるのではないのでしょうか。

学生G それは、研究助成の公正な決定方法に関する(ス)権利なのではないのでしょうか。だとすれば、公的助成を受ける権利は憲法第23条ではなく、憲法第14条の平等原則、あるいは憲法(セ)条又は第13条の(ソ)処遇を受ける権利の中で考える方が良いのではないのでしょうか。

教授 研究の自由をめぐる新しい問題も提起されましたが、それらに関する更なる理論的検討は次回にしましょう。

1. アに「大学の自治」、カに「学習権」、サに「内面的」
2. イに「教授の自由」、キに「宮沢俊義」、シに「社会権」
3. ウに「東大ポポロ」、クに「天皇機関説」、スに「実体的」
4. エに「警察官」、ケに「表現」、セに「第31」
5. オに「旭川学力テスト」、コに「外面的」、ソに「適正な手続的」

【No. 18】 次のアからカまでの記述は、森林法の共有森林分割制限規定を違憲とした最高裁判所判決(昭和62年4月22日大法院判決・民集41巻3号408頁)に関するものであるが、後記1から5のうち、明らかに誤った記述を組み合わせたものはどれか。

ア この判決は、薬事法距離制限規定違憲判決を引用しているが、その判決の、社会生活における安全の保障や秩序の維持等といった消極目的で職業の自由を制約する場合には、より緩やかな措置によって目的を十分に達成することができないと認められることを要するという判示部分が財産権にも妥当するという趣旨であるかどうか明らかではない。

イ この判決は、財産権の規制に対して、規制を加える目的が社会生活における安全の保障や秩序の維持等といった消極目的である場合は比較的厳格に違憲審査をし、社会政策及び経済政策上の積極目的である場合は緩やかに違憲審査をするという一般論を明言したわけではない。

ウ 財産権の内容を法律で定めることと財産権の行使を制限することとを区別するこの判決の論理からすれば、民法第256条を改正し共有物の分割請求に制限を付すことは、法律で財産権の内容を定め

るものであって、このような場合には広い立法裁量が認められるべきであるから、違憲となる余地はほとんどないことになる。

エ この判決は、立法の規制目的が公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制手段が目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかである場合に限り、当該規制立法が憲法第29条第2項に違反すると判断するという一般的基準を設定しつつ、手段の必要性、合理性につきかなり立ち入った検討を加え、違憲判断を導いた。

オ この判決は、共有林の分割制限を「森林の細分化を防止することによって森林経営の安定を図り、ひいては森林の保続培養と森林の生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資する」という積極目的によるものと認定しているのであるから、一般に、社会政策及び経済政策上の積極目的による財産権の規制についてはいわゆる厳格な合理性の基準が妥当するという立場を採ったものである。

カ この判決は、持分価額が2分の1の共有者の分割請求を禁止している限度で当該共有林分割制限規定が違憲であるとしたのであるから、国会は、当該規定を削除するのではなく、持分価額2分の1未満の所有者の分割請求権は認められないという趣旨に条文を修正することで対応できた。

1. ア ウ 2. イ エ 3. ウ オ 4. エ カ 5. オ ア

【No. 19】 次の文章は、予算と決算に関する教授と学生の問答である。学生AからEの説明のうち、正しいものを組み合わせたものはどれか。

教授 まず、予算について説明してください。

学生A 予算とは、国会の議決によって定められた、一会計年度における国家の財政行為の準則を内容とする国法の一形式のことです。その法的性格については、国家機関内部を拘束し、その内容が具体性を持つことなどから、法律とは異なった国法の形式ととらえる予算法規範説が有力ですが、予算を法律そのものとする予算法律説も存在しています。

教授 国会の予算修正権についてはどのように考えられていますか。

学生B 政府見解では、国会の予算修正について、それがどの範囲で行い得るかは、内閣の予算提案権と国会の審議権の調整の問題であり、憲法の規定からみて、国会の予算修正は内閣の予算提案権を損なわない範囲内において可能と考えられる、とされています。学説では、政府見解と同じように、予算法規範説と予算法律説のいずれの説においても、内閣の予算提案権を損なうような修正はできないと考えられています。

教授 ところで、本予算が年度開始までに成立しない場合には、どのような措置が採られることになりますか。

学生C 明治憲法では政府が前年度予算を施行する権限を与えられていましたが、日本国憲法の下では、国会の予算審議権を保障する見地から、暫定予算の制度が採用されました。一会計年度のうち一定期間に係る予算が作成され、国会に提出されることになったのです。なお、暫定予算に計上される経費は、国債費、恩給費、公務員給与費などの義務的なものに限られず、政策的経費も通常は計上されます。

教授 では、次に、決算について説明してください。

学生D 決算とは、一会計年度における、国家の現実の収入・支出の実績を示す確定的係数を内容とする国家行為の一形式です。なお、決算は、予算とは異なり、法規範性を持たないと解されています。

教授 決算の手続はどのようになっていますか。

学生E 決算は、財務大臣が作成し、閣議によって決定し、内閣から会計検査院に送付され、その検査を経て、翌年度開会される常会に提出されるのが常例となっています。国会の審査は、予算執行に伴う政治的責任を問うものであって、既になされた国の財政行為の法的効力に影響を与えるものではありません。

1. A D 2. B E 3. C A 4. D B 5. E C

【No. 20】 次の から までの空欄に後記の語句群から最も適切な語句を入れて、表現に対する規制についての文章を完成させた場合、空欄に入らない記号を最も多く含む組合せはどれか（ただし、同一の語句が2回以上使用されている場合がある。）

表現の自由に対する規制の合憲性を審査するに当たって、表現に対する規制の態様を、表現内容規制と表現内容中立規制に区別する考え方がある。その考えによれば、前者は、ある表現をそれが伝達する（ ）を理由に制限する規制であり、このような規制は表現の自由の保障に及ぼす影響が極めて重大であるから、原則として許されず、その合憲性の審査には（ ）が適用される。このような表現内容規制の典型は、違法行為を煽動する表現で、このような規制に適用される（ ）としては、（ ）や（ ）が挙げられる。これに対し後者は、表現をそれが伝達する（ ）やその伝達効果に直接関係なく制限する規制であり、その典型例は、表現の（ ）の規制である。そして、このような規制の場合は、（ ）までは適用されないが、原則として裁判所の実質的審査を可能にする、表現内容規制に準じた（ ）が適用される。その典型例は、（ ）であり、これは（ ）、しかも（ ）利益を達成するために、他に選べるより制限的でない代替手段が存在しないことを求める基準である。

このような二つの規制の区別については、両者が明確に区別し難く、また両者は共に表現の絶対量を減少させ、表現の自由を脅かす点では同じではないかとして、区別の有効性に疑問を示す見解も見られる。しかし、二つの規制を区別する見解は、これに対して、表現の（ ）を規制したとしても、他に代替的な表現手段が存在することを指摘し、さらに二つの規制に同一の合憲性審査基準を適用すると（ ）が適用される可能性があり、表現の自由の優越的地位を維持するためには、二つの規制の区別を維持することが望ましいと反論する。

【語句群】

- | | | | |
|------------------|-----------|-----------|----------------|
| ア 合理性基準 | イ 送り手 | ウ 中間的審査基準 | エ メッセージ |
| オ 価値 | カ 受け手 | キ 時・所・方法 | ク 自己実現 |
| ケ 正当な | コ 厳格な審査基準 | サ 思想の自由市場 | シ 対抗言論 |
| ス 重要な | セ 明白性の基準 | ソ LRAの基準 | タ 明白かつ現在の危険の基準 |
| チ 必要不可欠な公共的利益の基準 | ツ 民主政過程 | テ 優越的自由 | |

1. ア セ チ 2. イ カ ソ 3. ク ツ テ 4. オ セ タ 5. テ ア ス

[民 法]

〔No. 21〕 Aは、Bに対し、一戸建ての甲建物を住居として使用すると約で賃貸している。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 甲建物は台風により屋根が破損し、雨漏りがするようになり、2階の部屋の一部が使用できなくなった。Bは、屋根を補修してくれないAに対し、修繕義務の不履行を理由に全額の賃料の支払を拒むことができる。

イ Bは建物所有者Aの承諾を得ることなく、甲建物をC会社に転貸し、Cが甲建物を会社の事務所兼店舗として使用している。Aは、AB間の賃貸借契約を解除する前に、Cに対し、甲建物から出ていくよう求めることができる。

ウ Bは、甲建物の真の所有者Dから、甲建物の明渡しを要求された。Bは、それ以降、Aに対し賃料の支払を拒むことができる。

エ Bは、破損した甲建物の屋根を自ら費用を支出して補修した。その後、AB間の賃貸借契約は終了し、Bは、Aから甲建物を明け渡すよう請求されているが、Bは、費用を支払ってもらうまでは甲建物の明渡しを拒むことができ、無償で居住することができる。

オ Aは、Bが半年間賃料の支払を怠っていたが、そのまま放置しておき、この事実を告げることなく、Cに対し甲建物を売却し、所有権移転登記手続をした。その直後、BがAに賃料を滞納していた事実を知ったCは、Bに対し、催告の上、賃料不払を理由に賃貸借契約を解除することができる。

1.ア イ 2.ア エ 3.イ ウ 4.ウ オ 5.エ オ

〔No. 22〕 契約の解除の方法に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 民法第557条第1項は、売買契約において手付が交付されたときは、買主が契約の履行に着手するまでは、売主は「手付の倍額を償還して、契約の解除をすることができる」旨を規定する。この場合において、買主があらかじめ手付倍額金の受領を拒絶する意思を表示しているときでも、売主は買主に対し手付倍額金の現実の提供をしないと、解除できない。

イ 民法第562条第1項は、売主が契約締結時にその売却した権利が自己に属しないことを知らなかった場合において、その権利を取得して買主に移転することができないときは、売主は、「損害を賠償して、契約の解除をすることができる」旨を規定する。この場合において、買主があらかじめ賠償金の受領を拒絶する意思を表示しているときと否とにかかわらず、売主は単に解除の意思表示をすれば足りる。

ウ 民法第579条は、不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、「買主が支払った代金及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる」旨を規定する。この場合において、買主があらかじめ代金及び契約の費用の受領を拒絶する意思を表示しているときでも、売主は買主に対し代金及び契約の費用の現実の提供をしないと、解除できない。

エ 目的物の引渡しと引換えに代金を支払うべき旨が約されている売買契約において、売主が引渡債務を履行しないときは、買主は代金債務につき履行の提供をした上、相当の期間を定めて引渡債務の履行を催告し、その期間に履行がないときは、契約を解除することができる。この場合において、売主があらかじめ代金の受領を拒絶する意思を表示しているときは、買主が行うべき履行の提供としては、弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる。

オ 民法第641条は、請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも「損害を賠償して契約の解除をすることができる」旨を規定する。この場合において、請負人があらかじめ賠償金の受領を拒絶する意思を表示しているときに、注文者が契約を解除するためには、口頭により賠償金を支払う旨を告げ、その受領を催告する必要がある。

1.ア イ 2.ア エ 3.イ オ 4.ウ エ 5.ウ オ

【No. 23】 物権変動に関する教授の質問に対する次のアからオまでの学生Sの解答のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

教授 妻のいるAが、Bとの愛人関係を維持継続する目的で、Bに対し、自分が所有する未登記の建物を贈与し、引き渡しました。この場合、建物の所有権は、AとBのどちらに帰属することになると考えますか。

学生S ア A B間の贈与契約は公序良俗に反し無効で所有権はAにあるはずですが、未登記建物の引渡しは不法原因給付に当たり、これに民法第708条本文を適用すると考えるならば、AがBに対して所有権に基づいて当該建物の返還を求めることができないことになるため、その反射的効果として、Bに所有権が帰属することになると考えざるを得ません。

教授 この場合において、Aが当該建物について自己名義に保存登記をしたときは、Bは、Aに対し、当該建物の移転登記手続を請求することができますか。

学生S イ Bは、Aに対し、贈与契約に基づく債権的請求としての移転登記手続の請求のほか、所有権に基づく物権的請求としての移転登記手続の請求をすることもでき、これらの請求を選択的にすることができます。

教授 Aが、Bとの愛人関係の維持継続を翻意し、当該建物が未登記であることに乗じて、自らの名義で保存登記をした上、事情を知っている第三者のCに当該建物を譲渡し、その移転登記を行った場合、Bは、Cに対し、所有権を主張することができますか。

学生S ウ B C間を二重譲渡類似の関係と評価できる場合には、第二譲受人において、第一譲受人が別に存在しその者が登記を備えていないという事情を知っていたというだけでは、民法第177条の「第三者」に当たらないとは言えませんので、登記を備えたCに対して、Bは、当該建物の所有権を主張することができません。

教授 BはAから所有権を承継取得するのではなく、言わば原始的に取得したわけで、Aはそれに伴い無権利者となり、登記に公信力がない以上、Cも無権利者であって、そもそも対抗関係に立たないと考えすることはできませんか。

学生S エ 承継取得ではない場合であっても、所有権取得を争う者との優劣関係を、無権利者からの取得の問題として処理するか、登記の具備の先後を基準として決めるかは、論理的に決まる問題ではなく、不動産取引の安全をいかに図るべきかという政策的な問題であり、二重譲渡に類似する関係と評価できる場合には、対抗関係として処理することが許される、と考えます。BはAに対し所有権移転登記の手続を求めることができる関係にあるので、BとCは対抗関係に立つと評価してもよい、と思います。

教授 そのような評価が成り立つとして、他に類似の例を挙げることができますか。

学生S オ 不動産を時効取得した者と当該不動産の譲受人のケースがあります。時効完成時に登記を必要とする所有権の原始取得があると考え、例えば、D所有の土地をEが10年間善意・無過失で占有し、その間に、FがDから当該土地を譲り受け所有権移転登記を経由していたという場合は、EとFとは対抗関係に立つこととなります。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【No. 24】 A運送会社の配送を担当する従業員Bは、仕事でA所有の貨物自動車を運転中に長時間労働による疲労からCの運転する自家用車と衝突し、そのはずみで貨物自動車を道路脇のDの経営する店に飛び込ませ、建物や商品等に1000万円の物的損害を与えた。この事故の原因は、Bの一時停止違反とCの脇見運転にあるが、その責任(過失)割合はBが8に対してCが2であるとする。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちのどれか。

ア AはDに対して1000万円の損害賠償金を支払った。AはBに対して民法第715条第3項に基づいて求償権を行使できるが、求償額は、Cの責任(過失)割合に相当する金額を控除した額になる。

イ CはDの了解を得て損害賠償の一部として500万円をDに支払った。CはAに対して求償権を行

使できるが、求償額は、Cの負担部分を超える300万円となる。

ウ DはCに対して損害賠償として1000万円を支払うように請求した。BとCが不真正連帯債務を負うと解するならば、Dの請求によっても、Bについて消滅時効の中断の効力は生じない。

エ DはCから和解金として500万円を受領するとともに、残余の500万円についてはDのCに対する請求権を放棄する旨の和解をした。DのCに対する債務の一部免除の効果は当然にはBに及ばず、DはBに対してなお500万円の損害賠償を請求できる。

オ BはDに対して1000万円の損害賠償金を支払った。Aの責任の性質について、使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることに着目し、被用者が本来負うべき不法行為責任につき使用者に特に責任を負わせるものと解する見解に立てば、BからAへの求償権の行使を認めることが可能になる。

1.ア イ 2.ア オ 3.イ エ 4.ウ エ 5.ウ オ

【No.25】 民法第415条は、債務不履行による損害賠償責任につき、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。」と定めているが、この規定と民法上の他の規定との関係について述べた次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 民法第117条第1項は、無権代理人の損害賠償責任につき、「相手方に対して・・・損害賠償の責任を負う。」旨規定しているが、無権代理人がある者の代理人だと称して相手方と契約を締結したにもかかわらず、当該契約どおりに債務を履行できない場合、その契約上の債務の不履行について無権代理人には民法第415条に基づく損害賠償責任が生じ得るから、民法第117条第1項は特に無権代理人の無過失責任を定めた点に意味がある。

イ 民法第413条は、債権者が債務の履行の受領を拒絶し又は受領することができないときは、その債権者は、「履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。」旨規定しているが、債権者にも債務の履行に協力すべき法律上の義務があると解する見解によれば、受領を拒絶した債権者には民法第415条に基づく損害賠償責任が生じ得るから、民法第413条の規定がなかったとしても、民法第415条により損害賠償責任を追及し得る。

ウ 民法第545条第3項は、「解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。」と規定しているが、解除の効果について、解除によっても契約は遡及的に消滅せず、契約当事者間に原状回復義務を発生させるにとどまると解する見解によれば、契約解除後に原状回復義務の履行が終了すると、解除前に発生していた民法第415条に基づく損害賠償責任も消滅することになるから、民法第545条第3項の規定は、特に契約解除により発生した原状回復義務が履行された後も民法第415条による損害賠償責任を存続させた点に意味がある。

エ 民法第620条前段は、「賃貸借の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。」と規定し、同条後段は、「この場合において、当事者の一方に過失があったときは、その者に対する損害賠償の請求を妨げない。」と規定しているが、賃貸借契約を解除しても解除の効果は遡及しないのだから、同条後段の規定がなかったとしても、民法第415条により損害賠償責任を追及し得る。

オ 民法第634条第2項は、請負人がした仕事の目的物に瑕疵があるときの損害賠償責任につき、「注文者は・・・損害賠償の請求をすることができる。」と規定しているが、瑕疵のない仕事を完成することが請負人の義務であり、目的物に瑕疵ある場合、請負人には民法第415条に基づく損害賠償責任が生じ得るから、民法第634条第2項は特に請負人の無過失責任を定めた点に意味がある。

1.ア ウ 2.ア エ 3.イ ウ 4.イ オ 5.エ オ

【No. 26】 債権の消滅時効をめぐる法律関係に関する教授の質問に対応する次のアからオまでの学生の解答のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授 債権の消滅時効が完成した場合に、物上保証人も時効の援用ができますが、債務者が、時効完成後に、時効完成を知らずに債権者に対して債務の支払を約束した場合にも、物上保証人は時効の援用ができますか。

学生ア いいえ。物上保証人のような派生的に時効の利益を受けるにすぎない者は、債務者自身が時効を援用できる限りにおいて時効を援用することができるにすぎません。この場合には、債務者自身がもはや時効の援用ができなくなると考えるべきであるため、物上保証人も時効を援用することができなくなります。

教授 では、時効完成前に、物上保証人が債権者に対して、その被担保債権を承認した場合には、それは債務の承認となり、物上保証人との関係で債務の消滅時効が中断するのでしょうか。

学生イ いいえ。そのような場合には、時効中断事由としての債務の承認には当たらず、債権者との関係でも時効の中断の効力が発生することはありません。

教授 逆に、時効完成前に、債務者が債権者に債務の承認をした場合には、時効中断の効力は債務者についてだけ生じ、物上保証人には及びませんか。

学生ウ はい。物上保証人には時効中断の効力が及びません。時効中断の効力は相対的な効力にすぎないからです。

教授 では、保証債務についてはどうですか。主たる債務者が債権者に債務の承認をした場合に、時効中断の効力は保証人にも及びますか。

学生エ いいえ。やはり時効中断についての相対的効力の原則どおりです。確かに、主たる債務者への債権者の請求による時効中断の効力が保証人にも及ぶことは規定されていますが、債務の承認については原則どおりだからです。

教授 同一の債権の担保のために、複数の者が連帯保証人になっているときに、連帯保証人の一人に対して債権者が履行を請求した場合、他の連帯保証人に時効中断の効力が生じますか。

学生オ はい。連帯保証人の一人への請求の効力が主たる債務者にもその効力を生じる結果、主たる債務者について時効中断の効力が生じます。そして、主たる債務者についての時効中断の効力が、他の連帯保証人にも及ぶからです。

1 . ア イ オ 2 . ア ウ エ 3 . ア ウ オ 4 . イ ウ エ 5 . ウ エ オ

【No. 27】 A は、B に対する 1 0 0 0 万円の債権を担保するため、甲不動産（時価 9 0 0 万円）及び乙不動産（時価 6 0 0 万円）に対して第一順位の抵当権を有している。また、甲不動産については C が、乙不動産については D がそれぞれ B に対する債権を担保するため後順位の抵当権を有している。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、適切ではないものを組み合わせたものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 甲、乙不動産がいずれも債務者 B の所有である場合、同時にその代価を配当するときは、その各不動産の価額に応じて A の債権の負担を按分すべきである。C、D は、A の共同抵当権の負担を甲、乙不動産の価額に応じて配分すれば各不動産の担保価値に余剰が生ずることを期待して、後順位抵当権の設定を受けているのが通常であり、その期待を保護すべきだからである。

イ 甲不動産は債務者 B の所有、乙不動産は第三者 E の所有である場合、同時にその代価を配分するときは、その各不動産の価額に応じてその債権の負担を按分すべきである。同時に配当を受ける場合については、共同抵当関係にある各不動産についての後順位抵当権者 C 及び D に前記按分後の各不動産の担保価値の余剰を配分することが公平であるからである。

ウ 甲不動産は債務者 B の所有、乙不動産は第三者 E の所有である場合、乙不動産の代価のみを配分するときは、E は、A の甲不動産に対する抵当権を取得し、D はこの抵当権から C に優先して弁済を受けることができる。E はこの場合債務者 B に対し取得する求償権を確保するために債権者 A に当然に

代位し、DがEの取得した甲不動産に対する第一順位の抵当権にあたかも物上代位するようにこれを行使し得るからである。

エ 甲、乙不動産がいずれも第三者Eの所有である場合、乙不動産の代価のみを配分するときは、Dは、Aが被担保債権につき甲、乙不動産の価額に応じて甲不動産から配分されるべき金額を限度として、Aに代位して甲不動産に対する抵当権を行使することができる。Eは、自己の所有する甲不動産については債権者Aに法定代位をする余地はなく、乙不動産の担保価値の余剰を期待するDを保護しても、不測の損害を受けるわけではないからである。

オ 甲不動産は第三者Eの所有、乙不動産は第三者Fの所有である場合、乙不動産の代価のみを配分するときは、Fは、Aの甲不動産に対する抵当権を取得し、Dはこの抵当権からCに優先して弁済を受けることができる。Fはこの場合、債務者Bに対し取得する求償権を確保するために債権者Aに当然に代位し、DがEの取得した甲不動産に対する第一順位の抵当権にあたかも物上代位するようにこれを行使し得るからである。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【No. 28】 組合の業務執行者に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 組合契約において業務執行者が定められていない場合には、常務を除く組合の業務の執行は、組合員の過半数によって決する。

イ 組合契約において業務執行者が定められている場合には、組合の常務であっても各組合員が自己の判断で執行することはできない。

ウ 業務執行者が組合を代表して対外的取引を行う場合には、組合は法人ではないから、組合代表という表示では不十分であり、効果の帰属する組合員全員を顕名する必要がある。

エ 組合は組合員が共同の事業を営むことであるから、組合契約において組合員以外の者に組合のすべての業務の執行を委任することはできない。

オ 組合財産である不動産を第三者が不法に占有している場合には、組合契約において業務執行者が定められている場合でも、各組合員が単独で返還を請求できる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【No. 29】 A及びBが甲土地を共有している場合（持分はそれぞれAが3分の2、Bが3分の1である。）に関する次のアからオまでの記述のうち、適切でないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア AがBに無断で甲土地を造成し、その形状を変更しようとした場合、Bは、妨害排除請求権の行使として、工事の差止めを求めることができる。

イ AがBに無断で甲土地上に建物を建て、甲土地を独占的に使用している場合、Bは、持分権侵害を理由に、Aに対して建物を収去して土地を明け渡すことを求めることができる。

ウ A及びBが共同して甲土地を第三者Cに賃貸している場合、Cが賃料の支払を怠ったときは、Aは、単独で、甲土地の賃貸借契約を解除することができる。

エ 第三者Dが無権原で甲土地を占有している場合、Bは、単独で、甲土地の不法占有から生ずる損害の全部の賠償を請求することができる。

オ Aが第三者Eと通謀して、代物弁済を偽装して、Aの持分をEに移転する登記を行った場合、Aとの間で共有物分割の手続を進めようとしているBは、Eに対しその持分移転登記の抹消登記手続を請求することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【No. 30】 弁済による代位の効果について「弁済によって消滅するはずの原債権が担保とともに弁済者に移転する」とする考え方について述べた次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア この考え方によっても、原債権も担保権も求償債権を確保するという目的を持った附従的性質を有するため、求償債権の範囲内でしかそれらの権利を行使することはできず、求償債権が弁済されれば代位の目的であるそれらの権利も消滅する。

イ この考え方によれば、原債権について代物弁済の予約がなされている場合には、その原債権の一部を弁済した者は、弁済された部分の割合で、債権者とともにその予約完結権を行使することができる。

ウ この考え方によったとしても、原債権について法定利率を超える約定利息と遅延利息の特約が結ばれている場合、特約の効力を第三者に及ぼすことはできないので、代位弁済者は原債権の利息債権及び遅延利息債権については法定利率の限度で代位することができる。

エ この考え方によれば、原債権の移転について債権譲渡の対抗要件を具備しなければ、代位の効果を債務者ないし第三者に対抗することができない。

オ この考え方は、求償債権と原債権との両者が代位弁済者に帰属するとするものである。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【No. 31】 子供のいないA男（60歳）とB女（54歳）の夫婦は、養子縁組について相談しているが、次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 養子となる未婚のCが18歳である場合には、A男とB女が共に養親となる必要があるが、Cが23歳である場合には、A男は、B女の同意を得て単独で養親となることができる。

イ 養子となるCが13歳である場合に、その実父母である婚姻中のD男とE女がCに代わって縁組の承諾をするときは、縁組について家庭裁判所の許可を要しない。

ウ 養子となるCが13歳であり、その実父母であるD男とE女が離婚して、D男がCの親権者となり、E女がCの監護者となっていた場合には、縁組についてE女の同意も必要であり、この同意が欠けるときは、E女は縁組の取消しを家庭裁判所に請求することができる。

エ C男（32歳）とD女（28歳）の夫婦を共に養子にする場合において、C男とD女の間長女E（4歳）があるときは、縁組によってEはA男とB女の孫となり、仮にC男とD女の死亡後にA男が死亡したとしても、Eは、A男の相続財産を代襲相続することができる。

オ 実父母から虐待を受けているC（4歳）との間の特別養子縁組を家庭裁判所に請求した場合には、その後6か月間以上Cを監護した状況を考慮して縁組の成否が判断され、縁組が成立したときは、Cは実父母の相続人となる資格を失う。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【No. 32】 無権代理と他人物売買に関する教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、誤りを含んでいるものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

教授 Aが、Bとの間で、C所有の甲土地についてCに無断で売買契約を締結した場合において、Aが、Cの代理人として契約を締結したときと、売主として契約を締結したときの各場合につき質問します。まず、Aは、取消権あるいは解除権を行使できますか。

学生ア の場合には、取消権を行使できません。これに対し、 の場合には、甲土地の所有権が自己に属さないことをAが知っていたときは、解除権を行使できません。

教授 それでは、Bは、取消権あるいは解除権を行使できますか。

学生イ の場合において、BがAに代理権がないことを知っていたときは、Bは取消権を行使できません。これと同様に、 の場合において、Bが甲土地の所有権がAに帰属しないことを知っていたときは、Bは解除権を行使できません。

教授 契約の後に、Cは、Aの行為を追認して、Bに対して売買代金を請求することができますか。

学生ウ の場合において、CがAの代理行為を追認したときは、CはBに対して当然に売買代金を請

求することができます。これに対して、 の場合にあっては、CがAの行為を追認してBに対して売買代金を請求することはできません。

教授 契約の後に、AがCから甲土地を譲り受けた場合には、その所有権の帰属はどうなりますか。
学生工 の場合において、BがAに対し履行の請求をしているときは、Bは、Aが甲土地を取得した時に、その所有権を取得します。これと同様に、 の場合においても、特段の約定がない限り、Aが甲土地を取得すると同時に、Bはその所有権を取得します。

教授 Aが死亡して、CがAを単独相続した場合には、Cはその契約の履行を拒むことができますか。
学生オ の場合には、Cは追認を拒絶することができますが、 の場合には、Cは売主としての履行義務を拒否することはできません。

1.ア イ 2.ア ウ 3.イ オ 4.ウ エ 5.エ オ

【No.33】 次のアからオまでの記述のうち、誤っている記述を組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 金銭消費貸借契約において利息及びその利率の定めがある場合、借主が履行期に履行しないときは、借主は、元本及び履行期までの利息のほか、履行期の翌日から支払がなされるまでの期間について、約定利率による利息に加えて法定利率による遅延損害金も支払わなければならない。

イ 組合契約において金銭を出資の目的とした組合員がその出資を怠った場合、その組合員は、法定利率による遅延損害金を支払うだけでなく、組合にそれ以上の損害があるときは、その賠償もしなければならない。

ウ 買主は、売買の目的物が引き渡された日から代金の利息を支払う義務を負うが、代金の支払期限が定められている場合は、その期限が到来するまでは、利息支払義務を負わない。

エ 雇用契約上の安全配慮義務違反による事故について債務不履行に基づく損害賠償債務を負う使用者は、事故の2か月後に履行の請求を受けたときは、その請求を受けた日の翌日から支払済みまで遅延損害金を支払わなければならない。

オ 不法行為による事故について損害賠償債務を負う加害者は、被害者が事故の1か月後に損害だけでなく加害者をも知り、加害者が事故の2か月後に履行の請求を受けたときは、被害者が損害及び加害者を知った日の翌日から支払済みまで遅延損害金を支払わなければならない。

1.ア ウ 2.ア オ 3.イ エ 4.イ オ 5.ウ エ

【No.34】 Xは、3000万円の財産を残して死亡し、その相続人として、妻A並びにAとの間の子B及びCがいる。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア Xが、Bに対し、特別受益に当たる1000万円の生前贈与をしており、他に特段の意思を表示していなかった場合、Bは、Xの残した財産から何も取得することができない。

イ Xが、Bに対し、特別受益に当たる1000万円の生前贈与をし、Cに対しては、1000万円の遺贈をしており、他に特段の意思を表示していなかった場合、Bは、Xの残した財産の一部を取得することができる。

ウ Xが、Bに対し、特別受益に当たる1400万円の生前贈与をしており、他に特段の意思を表示していなかった場合、Bは、具体的相続分を超えて生前贈与を受けていることになるから、その超過分を、A及びCに対して支払わなければならない。

エ Xが、Bに対し、2000万円の遺贈をした場合、CがXの残した財産の形成に対してどのような特別の寄与をしていたとしても、Cの寄与分として認められるのは、1000万円が上限となる。

オ Xは、Bに対し、特別受益に当たる400万円の生前贈与をしており、他に特段の意思を表示していなかった場合、CについてXの残した財産のうち1000万円の寄与分が認められるとしても、Bは、なおXの残した財産の一部を取得することができる。

1.ア ウ 2.ア オ 3.イ ウ 4.イ エ 5.エ オ

【No. 35】 根抵当権に関する次のアからオまでの記述のうち、元本確定前の根抵当権と元本確定後の根抵当権のいずれについても成り立つものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 極度額は、利害関係を有する者の承諾を得て変更することができる。

イ 抵当不動産の第三取得者は、その指定する金額を民法が定めるところに従い抵当権者に提供して抵当権消滅請求をすることができる。

ウ 根抵当権設定者は、現にある債務の額と2年分の利息その他の定期金及び債務不履行に係る損害賠償の額とを加えた額に極度額を減ずることを請求することができる。

エ 根抵当権の担保する債権につき弁済をした第三者は、債務者に対し求償することができる場合においても、根抵当権者に代位することができない。

オ 根抵当権の担保すべき債権の範囲は、その旨の登記をすることにより、これを変更することができる。

1. ア イ 2. イ ウ 3. エ オ 4. ウ エ 5. ア オ

【No. 36】 Aは、Bから履行期を定めることなく宝石を100万円で買い、後日、B方に代金を持参して宝石の引渡しを求めたが、Bが応じなかったため、代金を支払わなかった。この場合において、次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aから代金の提供なく宝石の引渡しを改めて求められた場合に、Bは、Aに対して、Aが代金の支払をするのと引換えであれば宝石を引き渡す旨を主張して、宝石の引渡しを拒絶することができる。

イ Bが、宝石の引渡しを拒絶していた態度を改めて、Aに対して、Aが代金を支払うのであれば宝石を引き渡す意思であることを通知し、その上で代金を支払うよう催告した場合には、その後相当の期間が経過した時から、Aは、Bに対して、代金支払義務の履行遅滞に基づく遅延損害金を支払う義務を負う。

ウ AがBに対して宝石の引渡しを求めてからBがこれに応じないまま相当の期間が経過すれば、Aは、その期間、Bが宝石を引き渡すと言ってきたときに備えて直ちに代金の支払ができるように準備をしておかなくても、売買契約を解除することができる。

エ Aは、CがBに対して有する弁済期が到来した100万円の貸金債権を代金80万円で買い、Cは、Bに対してその旨を通知した。Aは、Bに対して、この貸金債権とBがAに対して有する売買代金債権とを対当額で相殺することができる。

オ AがBの引渡しの拒絶により代金を支払わないでいたところ、台風に伴う豪雨のため、B宅は土砂災害に巻き込まれ、Bは宝石を喪失した。Aは、Bから代金の支払を求められた場合には、これを拒むことはできない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【No. 37】 Aは、Bに対し、甲建物を賃料月10万円で賃貸し、引き渡した。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア 甲建物は、所有者がCであると過失なく信じていたAが、Cから買い受け、Bに対して賃貸していたものであった。その後、Aが、真実の建物所有者であると主張するDから所有権に基づいて建物明渡請求訴訟を提起され、この訴訟で敗訴した場合であっても、Aは、Dに対し、同訴訟を提起されるまでの賃料については返還する義務を負わない。

イ 甲建物に、所有者Aが、Eに対する債務を担保するために抵当権を設定した場合に、Aがこの債務の支払を遅滞したために抵当権が実行されて、建物が差し押えられたときでも、抵当権は建物の使用利益まで支配するものではないから、Bに対する賃料債権について抵当権の効力は及ばない。

ウ 甲建物について、所有者AがFとの間で売買契約を締結した場合に、いまだFに対して建物の引渡し及び所有権移転登記手続をしていないときは、FからAに対する代金の支払がされていても、Aは、Fに対し、代金受領後の賃料を返還する義務はない。

エ 甲建物は、AがG及びHと共に相続分3分の1ずつの割合で共同相続したもので、Aは、G及びH

の了解を得ることなく建物をBに賃貸していた。この場合に、Aは、Bから受領した賃料を、G及びHに対し、その持分の割合に応じて返還する義務を負う。

オ 甲建物は、AがIから賃借していたものを、Bに対して転貸したものであった場合に、Aが、Bへの転貸についてIの承諾を得ていなかったときは、Aは、Bに対して、A B間の転貸借契約に基づいて賃料を請求することはできない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【No. 38】 質権に関する教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

教授 今日は、質権について勉強しましょう。質権のうち動産質と債権質にはどのような違いがありますか。

ア（学生A） 動産質は有体物である動産を目的とする要物契約であり、契約の効力が発生するためには目的物の引渡しを要しますが、債権質は観念的な債権を目的とするので、債権証書が存在する場合でも、証書の交付が効力発生要件となることはありません。

イ（学生B） 動産質の場合は第三者に対して質権を主張するためには目的物の占有を継続することが必要ですが、債権質のうち指名債権を質権の目的とする場合は質権設定者が第三債務者に確定日付ある通知をすることにより第三者に対して質権を主張することができます。

ウ（学生C） 動産質の場合は債権者が目的物の引渡しを受ける必要があることから二重に質権を設定することはできませんが、債権質の場合は債権が観念的な存在であるため二重に質権が設定されることがあります。

エ（学生D） 動産質の場合は質権者は目的物を使用収益することによって債権を回収することができますが、債権質の場合は質入債権の利息を優先弁済に充てることはできません。

オ（学生E） 動産質は目的物を競売に付することによって権利を実行することができるのに対し、債権質の場合は質権者の債権及び質入債権のいずれもが弁済期にある場合には質権者は質入債権を直接取り立てることができます。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【No. 39】 AがBに対し金銭債権を有する場合に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア Bは、自らの債務を弁済する資力がなくなってもかかわらず、Cに対して有する貸金債権の弁済期が到来したのにその支払を請求しない。Aは、自己の債権の弁済期が到来していないときは、裁判上の手続によらなければ、Bの貸金債権を代位行使して、Cから貸金を取り立てることができない。

イ Bは、自らの債務を弁済する資力がなくなってもかかわらず、主要な財産である所有地を時価の半額以下でDに売却した。Aは、自己の債権の弁済期が到来していなくても、B D間の売買契約の取消しを裁判所に請求することができる。

ウ Aは、Bに対する債権を担保するために、BがEに賃貸しているB所有の建物に抵当権の設定を受けた。Aは、自己の債権の弁済期が到来していなくても、BのEに対する賃料債権に物上代位してEに賃料の支払を請求することができる。

エ Aは、Bに対する債権を担保するために、F所有の建物の上に抵当権の設定を受けていたが、Fがその建物を壊してしまった。Aは、自己の債権の弁済期が到来していれば、抵当権を実行する前でも、Fに損害賠償を請求することができる。

オ Aは、Bに対する債権を担保するために、BがGに対して有する債権を担保するためにG所有の不動産に対して有する抵当権の上に転抵当権の設定を受け、その登記とGに対する通知を済ませた。Bの債権の弁済期が到来すれば、Aは、自己の債権の弁済期が到来していなくても、Bの抵当権を実行して売却代金を供託させることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【No. 40】 教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、適切でないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 債権が差し押さえられたが、被差押債権の債務者が同債権の債権者に対して反対債権を有していた場合について、反対債権が差押命令送達後に取得されたものでない限り、両債権の弁済期の先後を問わず、相殺適状に達しさえすれば、被差押債権の債務者は、差押命令送達後においても、反対債権を自働債権として被差押債権と相殺することができるとの考え方（第1説）と、反対債権の弁済期が被差押債権の弁済期よりも先に到来する場合に限って相殺することができるとの考え方（第2説）があります。そこで、AがBに対して有する甲債権をCに譲渡し、Bにその旨の通知をした場合、Bが、甲債権の譲渡後に、Aに対する乙債権を自働債権として甲債権と相殺することができるかという問題に関し、第1説と同様に考える立場について説明してください。

学生：ア Bの立場を甲債権が差し押さえられた場合と同様に考えることとなりますから、甲債権と乙債権の各弁済期の先後ではなく、乙債権が甲債権の譲渡後に取得されたものであるかどうかによって、相殺の可否が決められることとなります。

学生：イ 甲債権と乙債権の各弁済期は、それぞれの発生原因に応じて別個に定められるものなので、乙債権の弁済期がたまたま甲債権の弁済期より先に到来するように定められた場合に限って、Bの相殺に対する期待を保護する結果となるような考え方は合理的でないということが根拠になります。これは、第1説の根拠と同様であると考えられます。

学生：ウ AからBに対し、Cに甲債権を譲渡したとの通知がされるまでに両債権の弁済期が到来していない場合には、相殺適状にないため、Bはこの通知がされた後には相殺ができないとも考えられるにもかかわらず、Bの相殺に対する期待の保護の観点からこの場合にも相殺を認めることとなります。このことは、第1説と同様であると考えられます。

学生：エ 第1説は、第2説に比較して、差押債権者の不利益において被差押債権の債務者の相殺に対する期待をより強く保護することとなります。これに対し、甲債権を譲り受けたCは、Aと取引をした相手方である点で差押債権者よりも強く保護されるべきであると考えれば、第1説と同様に考えるのはBの相殺に対する期待の保護として行き過ぎであるとの批判が考えられます。

学生：オ Bは、甲債権について、Aとの間で譲渡禁止の特約をすることによって、甲債権が譲渡されても、Cがこの特約の存在を知り又は知らなかったことについて重大な過失があるときは、Cに対し、乙債権との弁済期の先後にかかわらず相殺を対抗することができますから、このような特約のない場合にまで弁済期の先後を問わずBの相殺に対する期待を保護するのは行き過ぎであるとの批判が考えられます。差押えの場合にも、被差押債権の債務者は、同債権について譲渡禁止の特約をすることによって、債権譲渡の場合と同様に相殺を差押債権者に対抗する余地を確保することができるのですから、この批判は、第1説自体に対する批判と同様であると考えられます。

1.ア イ 2.ア オ 3.イ エ 4.ウ エ 5.ウ オ

[刑 法]

〔No. 41〕 学生AないしDは、次の 及び の事例における甲の罪責に関し会話しており、後記の表は各学生の結論の一部を取りまとめたものである。後記 から までの発言者と学生の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲は、電車を転覆させて乗客を殺害する意図で、電車内に仕掛けた爆弾を爆発させて有人電車を爆破・転覆させ、転覆の衝撃により乗客Xを殺害した。

甲は、路面電車を転覆させて停留場で乗車待ちをしていたXらを殺害する意図で、停留場手前の線路内に仕掛けた爆弾を爆発させて有人路面電車を爆破・転覆させ、Xを転覆した電車の下敷きにして殺害した。

【発言】

刑法第126条第3項は、同条第1項を受けた規定だから、同項の「人」と同条第3項の「人」とは統一的に解すべきだ。

僕は、市街地を走行する電車を転覆させる場合を考えれば、電車外の人をも死亡させる危険が大きいため、同条第3項の「人」は電車外の人を含む規定だと思う。

その点については、君と同じ考えだ。

その点については、僕も、君や君と同じ考えだ。

ところで、同条第3項は、例えば電車を意図的に転覆させた者は人の死の結果の発生を認識していることが多いことから、こうした類型をも取り込んだ規定だと考えるべきだ。

その点については、君と同じ考えだ。

僕は、同項の罪に未遂処罰規定がないことや、同項に「よって」という文言が用いられていることを考慮すべきだと思う。したがって、君には反対だ。

僕も、同項の罪に未遂処罰規定がないことや、同項に「よって」という文言が用いられていることを考慮すべきだと思う。しかし、君の考えは、死の結果についての故意がない場合よりある場合の方が刑が軽くなる点で問題があると思う。

君の考えは、死の結果を二重に評価する点で問題があると思う。

僕も、君の考えは、死の結果を二重に評価する点で問題があると思う。

【結論】

事例 \ 学生	A	B	C	D

: 刑法第126条第3項の罪

: 刑法第126条第1項の罪と殺人罪

: 刑法第126条第3項の罪と殺人罪

1. A B 2. B C 3. D B 4. A D 5. C D

(参照条文)

刑法第126条第1項 現に人がいる汽車又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

同条第3項 前2項の罪を犯し、よって人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

【No. 42】 次の文章の () 内から適切なものを選び、【 】内に語句群から適切な語句を入れると、過失犯に関する記述となる。 から までに入るものの組合せとして正しいものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

「過失犯における過失に関しては、その本質を【 】にとらえ、過失とは、(a 結果予見・ b 結果回避) 義務に反することと解する見解 と、過失の本質を【 】にとらえ、過失とは、(a 結果予見・ b 結果回避) 義務に反することと解する見解 がある。見解 は、() 義務を課す前提として () 可能性があることが必要であるとするが、見解 も、過失犯の成立に () 可能性を不要とするわけではなく、これがないときは、【 】として過失犯の成立を否定する。なお、() 可能性については、【 】とする見解と【 】とする見解などがあるが、後者に対しては、責任主義に反するなどの批判がなされている。見解 は、() 義務を課す前提として () 可能性があることが必要であるとするが、見解 も、過失犯の成立に () 可能性を不要とするわけではなく、例えば、(a 事例 ・ b 事例) における甲のように () 可能性を欠くときは、【 】などとして過失犯の成立を否定する。」

【事例】

規定速度で列車を運転中の甲は、前方踏切上で溝に足を挟まれて動けなくなっていた幼児を見落としたまま同児をひいて死亡させた。その速度による走行中は、制動の必要を認めてから停止までに 220メートルを要し、また、現場はカーブとなっていたため、同児はその手前約 200メートルの地点で初めて発見可能であった。

看護師甲は、勤務先病院の入院患者に A 製薬会社製のブドウ糖液を点滴したところ、製造段階で同液に混入した毒物のため同患者が死亡した。なお、同病院には B 製薬会社製の安全なブドウ糖液もあったが、甲は、それまで同種事故がなかったため、いずれの製品も安全であると考え、A 社の製品を使用した。

【語句群】

- ア 結果回避に適した行動に出ないこと
- イ 結果を予見しない不注意な心理状態
- ウ 『結果回避義務を課す前提を欠く。』
- エ 『因果関係がない。』又は『行為の危険性が結果に実現したとはいえない。』
- オ 構成要件的結果を発生させるかもしれないという不安感があれば肯定できる
- カ 構成要件の結果及びそれに至る因果経過の基本的部分について必要である

1. ア エ オ ウ 2. a エ カ a 3. イ ウ カ b
4. ア カ b エ 5. b ウ オ a

【No. 43】 学生 A ないし D は、次の 及び の事例における甲に各 () 内記載の犯罪が成立するか否かについて会話しており、後記の表は各学生の結論の一部を取りまとめたものである。同表の から までに入る学生の組合せとして正しいものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

【事例】

甲は、傷害罪を犯してその被疑者として勾留中の知人の処罰を免れさせるために、警察に出頭して、自己がその傷害事件の真犯人である旨虚偽の事実を申し立てたが、知人は、勾留中のまま起訴され、有罪判決が確定した。(犯人隠避)

甲は、窃盗罪を犯し、身柄拘束されないまま被疑者として警察の取調べを受けたことから、自己の処罰を免れるために、知人に自己の身代わりになってほしいと依頼し、知人は、犯人になりすまして警察に出頭した。(犯人隠避教唆)

【発言】

学生 A 僕は、事例 については、犯人隠避罪の保護法益を犯人の身柄の確保に向けられた刑事司法作用と解した上、甲の行為が知人の身柄拘束状態に変化をもたらす可能性があることを重視し、事例 については、犯人が情を知らない者を利用して自己を隠避させた場合との均衡を重視し

て結論を出した。

学生B 僕は、事例 については、犯人隠避罪と犯人蔵匿罪が同一法条で規定されており、その行為の対象となる者を統一的に解すべきであると考え、事例 については、犯人自身の単なる隠避行為が被疑者・被告人の防御の自由の観点から政策的に不可罰とされているのに比べて、他人を身代わり犯人に仕立てる行為は、刑事司法作用を害する程度に差があることを重視して結論を出した。

学生C 僕は、事例 については、犯人隠避罪の保護法益を犯人の身柄の確保に向けられた刑事司法作用のみならず、捜査機関による犯人の特定作用をも含むと考え、事例 については、犯人自身の単なる隠避行為と知人に自己を隠避させるよう唆す行為は、期待可能性の有無につき違いがあると考えて結論を出した。

学生D 僕は、事例 については、犯人隠避罪の保護法益を犯人の身柄の確保に向けられた刑事司法作用と解した上、知人の身柄拘束状態に変化がなかったことを重視し、事例 については、犯人隠避行為に当たっては、犯人から隠避させる者への働き掛けが予定されているのに、法文上、隠避させる者のみを処罰する規定となっていることを重視して結論を出した。

【結論】

事例 \ 学生				
	成立	成立		
		不成立		成立

1. A C 2. C D 3. A B 4. D B 5. B A

【No. 44】 学生AないしDは、次の 及び の事例における甲に各 () 内記載の犯罪の間接正犯、共同正犯又は教唆犯のいずれが成立するかについて検討している。後記の表は各学生が至った結論の一部を取りまとめたものであり、後記発言はいずれかの学生の発言である。学生とその発言の組合せとして矛盾するものは、後記8個の組合せの中に何個あるか。

【事例】

公務員甲は、非公務員である妻乙に対し、「Xが賄賂を持って来るので受け取ってほしい。」と申し向け、乙に、Xから賄賂を受け取らせた。(収賄)

甲は、乙に対し、行使の目的を秘して、「教材用の見本に使うので売買契約書を作ってほしい。」と申し向け、乙に、X及びY作成名義の売買契約書を作らせた。(私文書偽造)

【結論】

事例 \ 学生	A	B	C	D
	間接正犯	教唆犯	共同正犯	
				間接正犯

【発言】

ア 正犯の実行の着手がなければ共犯処罰はあり得ないとする以上、被利用者の行為が構成要件に該当しない場合、利用者は教唆犯となり得ない。

イ 間接正犯の正犯性の根拠は、被利用者における規範的障害の欠如に求めるべきであり、被利用者に規範的障害が認められる場合は、利用者は間接正犯となり得ない。

ウ 正犯なき共犯を認めるのは妥当でない。

エ 被利用者において、単に利用者の犯行を容易にする意思があるのみで、共同実行の意思が欠けるときは、被利用者を正犯とするのは妥当でない。

オ 犯人の身分によって構成すべき犯罪は身分のある者のみが実行し得る犯罪類型である以上、身分のない者は共同正犯となり得ない。

【組合せ】

Aア Aエ Bイ Bオ Cウ Cオ Dイ Dウ

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

【No. 45】 次の文章の（ ）内から適切なものを選び，【 】内に語句群から適切な語句を入れると，「毀棄及び隠匿の罪」及び後記事例に関する記述となる。 から までに入るものの組合せとして正しいものは，後記1から5までのうちどれか。

「毀棄・損壊の概念については，毀棄・損壊とは，（ a 物の効用を害する一切の行為をいう・ b 物理的損壊に限られる ）と解する見解 と（ a 物の効用を害する一切の行為をいう・ b 物理的損壊に限られる ）と解する見解 が対立している。窃盗罪について，（ a 他人の物について自ら所有者として振る舞う意思が必要である・ b 他人の物をその経済的用法に従って利用し又は処分する意思が必要である ）と解する見解からは，事例の甲について窃盗罪の成立を認めることができないが，その場合でも，見解 を採れば，甲に文書毀棄罪の成立を認めることができる。

なお，これに関連して言えば，信書隠匿罪の規定は，見解 の立場からは，【 】と解することになるが，見解 の立場からは，【 】と解する見解や【 】と解する見解などがある。【 】と解する見解に対しては，信書についてのみ処罰範囲を拡張することは妥当でないという批判がある。」

【事例】

甲は，会社の上司であるAを困らせようと考えて，Aの机の中から会社の契約書類を勝手に持ち出して自分の机の中に隠しておいた。甲は，書類を返却するつもりは全くなかった。

【語句群】

- ア 信書の隠匿のみを軽く処罰する趣旨の規定
- イ 信書の隠匿のうち，毀棄・損壊に至らない程度のもののみを処罰する趣旨の規定
- ウ 隠匿は毀棄・損壊には含まれず，信書については隠匿を処罰する趣旨の規定

- 1. b a ア 2. a b ア 3. b b イ
- 4. a a イ 5. a b ウ

【No. 46】 学生AないしCは，次の から までの事例における甲の罪責に関し会話している。発言中の（ ）内に語句群から適切な語句を入れ，【 】内に 又は のいずれか異なる適切な事例を入れた場合， から までに入るものの組合せとして正しいものは，後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲は，昼間，訪問販売の目的で，玄関ドアに「訪問販売お断り」と書いた紙が貼られている一人暮らしのX宅の無施錠の玄関内に，呼び鈴を鳴らして立ち入った。

甲は，昼間，強盗の目的で，一人暮らしのX宅の無施錠の玄関内に，呼び鈴を鳴らして立ち入った。

甲は，万引きの目的で，店長Xが管理する営業中のデパート内に立ち入った。

【発言】

学生A 僕は，刑法第130条（住居侵入等）の罪の保護法益は（ ）であると解する。そして，同罪の「侵入」に当たるか否かは，（ ）と思う。

学生B 僕は，同罪の保護法益は（ ）であると解する。

学生A B君の見解では， の事例や【 】の事例でも，同罪が成立することとなり，妥当でないと思う。

学生B の事例では，（ ）と思う。また，【 】の事例では，（ ）と思う。A君の見解によると，【 】の事例では，同罪は成立しないこととなり，妥当でないと思う。

学生C 僕は，同罪の保護法益は（ ）であると解するが，同罪の「侵入」に当たるか否かは，（ ）と思うから，【 】の事例では，同罪が成立すると考える。

【語句群】

- ア 住居等に対する事実上の支配・管理権
- イ 住居等の事実上の平穩
- ウ 立入り行為の客観的態様だけでなく，行為者の目的等の主観的事情も併せて総合的に判断すべきだ

エ 立入り行為の客観的態様から判断するべきだ

オ 甲が専らその目的で立ち入ることをXが真に拒否しているといえない場合や、これをXが真に拒否していても甲にその認識がない場合もあり、これらの場合には、同罪は成立しないと考えるが、他方、甲が専らその目的で立ち入ることをXが真に拒否しており、甲にその認識がある場合には、むしろ同罪の成立を認めるべきだ

カ 立入り先の性質から立入りが包括的に許容されているとみる見解もあるが、甲が専らその目的で立ち入ることをXが知った場合にXが甲の立入りを許すことはあり得ないから、同罪の成立を認めるべきだ

1. イ エ 2. ア カ ウ 3. ウ ア オ
4. イ カ 5. ア オ ウ

【No. 47】 学生AないしCは、現住建造物に接続し又は隣接する非現住建造物に放火した場合に両建造物が一体として現住建造物等放火罪の「現に人が住居に使用」する建造物に当たると解される要件に関し、次のアからウまでのいずれか異なる見解を採った上、後記 及び の事例における放火の客体がこれに当たるか否かについて会話している。発言中の()内に語句群から適切な語句を入れた場合、学生とその採用する見解及び から までに入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

ア 非現住建造物が現住建造物と物理的に接続していることを要する。

イ 非現住建造物が現住建造物と物理的に接続していること及び現住建造物へ延焼する可能性があることを要する。

ウ イの要件を満たすこと、又は、居住者において两部分を自由に往来して1棟の住居と同様に利用していることを要する。

【事例】

甲は、某工場が、経営者Xの居宅と渡り廊下で接続されているものの、同廊下に防火シャッターが設置され、延焼の可能性が全くない構造である場合において、夜間、人が出入りする可能性がない工場に放火し、工場を全焼させた。

甲は、Xの居宅が、母屋とこれに隣接する便所の棟から成り、それらが接続されていない構造である場合において、便所の棟に放火してこれを全焼させた。

【発言】

学生A 僕は、事例 は、()と考え、事例 は、()と考えて結論を出した。

学生B 僕は、事例 の結論はA君に賛成だが、事例 の結論はA君に反対だ。反対なのは、()と考えるからだ。

学生C 僕は、どちらの事例の結論もB君に反対だ。事例 については、()と考えるし、事例 についてはA君が言ったとおりだ。

【語句群】

a 現住建造物等放火罪は抽象的危険犯であるとしても、現住部分への延焼の可能性が全くない場合、人の生命・身体に対する危険が発生したとはいえない

b 現住建造物等放火罪は抽象的危険犯であり、建造物として物理的に一体である以上、その一部に放火すれば、人の生命・身体に対する危険も発生したとみなされる

c 一時的に不在の住居に放火した場合でも現住建造物等放火罪が成立するのは、住居であれば、いつ何時、居住者や来訪者が中に立ち入り、放火により生命・身体に危険を被るかもしれないことが考慮されたためであることを重視すべきだ

d 隣接するが物理的には接続されていない建造物がどのように使われているかによって一体と認められたり認められなかったりするの是不自然である

1. Aイ - b d 2. Bア - c a 3. Bウ - d b
4. Cア - a b 5. Cイ - d a

【No. 48】 学生AないしCは、次の 及び の事例における甲に成立する殺人教唆罪の罪数に関し会話している。発言中の()内から適切なものを選んだ場合、 から までに入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲は、乙に対し、「XとYを殺害しろ。」と教唆し、乙は、これに従って、まず、Xを殺害し、後日、Yを殺害した。

甲は、乙に対し、「Xを殺害しろ。」と教唆し、後日、乙に対し、「Yを殺害しろ。」と教唆し、乙は、これらに従って、1個の爆弾を爆発させてXとYを殺害した。

【発言】

学生A 教唆罪の罪数について、僕は、(a正犯の行為・b教唆者の行為)を基準として判断すべきであると考えます。

学生B A君の考え方を(a事例 ・b事例)にそのまま当てはめると、有期懲役刑を選択した場合、甲の処断刑の方が乙の処断刑よりも重くなり、不均衡が生じるのではないかと。A君と違って、(a正犯の行為・b教唆者の行為)を基準として判断すべきであるという僕の考えによれば、(a事例 ・b事例)では併合罪になり、(a事例 ・b事例)では観念的競合になるので、そういう問題は起こらない。

学生C 僕は、教唆する行為こそが殺人教唆罪の構成要件に該当する行為であることを重視して考えるので、正犯の行為と教唆者の行為のいずれを基準として判断するかという点では、(a A君・b B君)の考えに賛成だ。ただ、()に関してB君が指摘する処断刑の不均衡の問題について、僕は、(a教唆者の行為を法的評価を離れ構成要件の観点から捨象した自然的観察の下で社会的見解上1個のものと評価できるので観念的競合・b 2個の教唆者の行為によって1個の正犯行為を惹起したと評価できるので包括一罪)として処断する余地があると考えます。

学生A 僕は、()に関して甲の処断刑の方が乙の処断刑よりも重くなるのが不均衡だとは思わない。

- 1 . b a a 2 . b a a 3 . b b b
4 . b b b 5 . b b a

【No. 49】 学生AないしCは、次の 及び の事例における甲の罪責に関し会話している。発言中の()内に語句群から適切な語句を入れた場合、 から までに入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲は、乙に対し、けん銃でXの胸部を撃って殺害しようとしたが、乙は、これに従ってXの胸部に向けて殺意をもってけん銃を発射したが、甲は、Xが防弾チョッキを着ていることを知っていたので、Xが死亡することはないと考えていたところ

Xは、弾丸が防弾チョッキを貫通しなかったため、けが一つしなかった。

Xは、弾丸が防弾チョッキを貫通したため、失血死した。

【発言】

学生A 僕は、教唆犯の故意については、()との見解が正しいと思う。そして、事例 でも事例 でも、甲は、()になる。

学生B 教唆犯の故意についてA君のように考えるのであれば、事例 では、甲は、()のだから、()になるのではないかと。

学生C 僕は、教唆犯の故意については、A君と異なり、()との見解が正しいと思う。したがって、甲は、事例 では()になり、事例 では()といえるだろうから、()になる。

学生B C君の見解に立つとして、事例 及び事例 において、甲に()と認定できたとした場合はどうなるか。

学生C その場合であれば、甲は、事例 では()になり、事例 では()になる。

【語句群】

- ア 殺人既遂の教唆犯 イ 殺人未遂の教唆犯 ウ 傷害致死の教唆犯
エ 暴行の教唆犯 オ 過失致死又は重過失致死 カ 不可罰
キ 被教唆者に一定の犯罪を実行する決意を生じさせる意思で足りる
ク 被教唆者に一定の犯罪を実行する決意を生じさせる意思に加え、その基本的構成要件の結果を発生させる意思をも要する
ケ 殺人の教唆の故意で殺人の教唆を犯した
コ 乙がXに暴行を加えることにつき認識認容があった
サ Xの死の結果発生につき注意義務違反があった
1. ク ウ カ 2. カ キ ケ 3. イ カ ウ
4. サ ア コ 5. ア エ サ

【No. 50】 学生AとBは、監禁罪の保護法益である身体の場所的移動の自由の意義に関し、次のア又はイのいずれか異なる見解を採って会話している。発言中の()内から適切なものを選び、【 】内に後記から までのいずれか異なる適切な事例を入れた場合、学生とその採用する見解及び から までに入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

- ア 現実的な場所的移動の自由である。
イ 可能的な場所的移動の自由である。

【事例】

甲は、執務中のXがいる部屋を外部から施錠して6時間にわたって出入り不能にしたが、Xは、仕事に夢中で最後までそれに気付かなかった。
甲は、脳損傷により意識回復の見込みがない状態のXがいる部屋を外部から施錠して6時間にわたって出入り不能にした。
甲は、テレビ鑑賞中のXがいる部屋を外部から施錠して6時間にわたって出入り不能にした。Xは、甲が施錠してから3時間後に部屋から出ようとしたが、施錠されていたため、出ることができなかった。

【発言】

- 学生A 僕は、【 】の事例では、監禁罪は成立しないと考える。(a Xは、およそ自己の意思により移動する能力がない・ b Xは、監禁されていることを認識していない)からだ。
学生B その点は同意見だ。僕は、【 】の事例では、監禁罪は (a 甲が施錠した時点で成立する・ b Xが施錠に気付いた時点で成立する・ c 成立しない)と考える。(a 甲は、客観的にXが移動することができない状況を作り出した・ b Xは、監禁されていることを認識していない)からだ。A君は、僕とは異なり、監禁罪は (a 成立する・ b 成立しない)という結論だね。
学生A そのとおりだ。僕は、【 】の事例では、監禁罪は (a 甲が施錠した時点で成立する・ b Xが施錠に気付いた時点で成立する・ c 成立しない)と考える。B君の見解は、(a 自由に対する危険を有するにすぎない行為を処罰することになり、処罰範囲が不当に拡大する・ b 犯罪の成否が被害者の主観に左右され、不安定になる)ので、妥当性を欠く。僕の考えでは、【 】の事例の結論と【 】の事例の結論は同じになる。
学生B 僕は、【 】の事例では、監禁罪は (a 甲が施錠した時点で成立する・ b Xが施錠に気付いた時点で成立する・ c 成立しない)と考える。

1. Aア - a a 2. Aア - a a 3. AI - a b
4. AI - a a 5. AI - a b

【No. 51】 学生AないしCは、「幫助」といえるためにはその行為と正犯の結果との間にどのような関係が必要かに関し、次のアからウまでのいずれか異なる見解を採った上、後記 及び の事例における甲が窃盗の従犯となるか否かについて会話している。発言中の()内に語句群から適切な語句を入れた場合、学生とその採用する見解及び から までに入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

ア その行為がなければ正犯の結果が発生しなかったという関係(以下「条件関係」という。)が必要である。

イ 条件関係は必要ないが、正犯の行為を物理的又は心理的に容易にしたことが必要である。

ウ 条件関係も正犯の行為を容易にしたことも必要ないが、一般に正犯の行為を容易にし得る行為であることが必要である。

【事例】

甲は、乙がX宅で窃盗を行うことを知り、乙に見張りをする旨を告げて外で見張りをしたが、家人が帰宅しなかったため、見張りは役に立たなかった。乙は、もともと見張りがいなくても窃盗を行うつもりであり、現に窃盗を行ったが、その際

見張りがいることに安心して窃盗を行った。

見張りがいることに力付けられることなく窃盗を行った。

【発言】

学生A 僕とB君とでは、事例 の結論は同じだが、事例 の結論は異なる。B君の考えは、()点で問題だ。

学生B 僕とC君とでは、いずれの事例の結論も異なる。C君の考えは、()点で問題だ。

学生C A君の考えは、()点で問題だ。

【語句群】

a 精神的に励ましたことが正犯の行為に及ぼした影響を判断することは現実には困難な場合が多いから、従犯の成否の基準として不明確である

b 刑法第62条第1項が「正犯を幫助した者」と規定しているのに、実際に正犯の行為に何らの影響も及ぼさなかった場合まで処罰することとなる

c 家人の帰宅という偶然の事情によって従犯の成否が左右されることとなる

1. Aイ - c 2. Aウ - c 3. Bア - b 4. Bウ - c 5. Cア - a

【No. 52】 学生AないしDは、因果関係の有無の判断基準に関し、次の から までのいずれか異なる見解を採った上、後記 から までの事例における甲の行為とXの死亡との間の因果関係の有無について検討している。後記の表はその結論の一部を取りまとめたものである。学生とその採用する見解の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

その行為がなければその結果は生じなかったであろうという関係(以下「条件関係」という。)さえ認められれば肯定される。

条件関係があり、かつ、行為時に行為者が認識・予見した事情及び認識・予見し得た事情を基礎として、その行為からその結果が生じることが相当であると認められれば肯定される。

条件関係があり、かつ、行為時に一般人が認識・予見し得た事情及び行為者が特に認識・予見した事情を基礎として、その行為からその結果が生じることが相当であると認められれば肯定される。

条件関係があり、かつ、行為時に存在した全事情及び一般人が予見し得た行為後の事情を基礎として、その行為からその結果が生じることが相当であると認められれば肯定される。

【事例】

甲は、河原でXに暴行を加えて直ちにその場を立ち去った。Xは、甲の暴行により足を骨折して歩行困難となり、ダム放水による急激な増水のため溺死した。同所では、暴行前後にわたり繰り返

返し河原に設置されたスピーカーを通じて放水が予告されていたが、日本語を解さない外国人である甲及びXは、放水による増水があることを理解し得なかった。

甲は、Xの腕をナイフで切り付けた。傷は死に至らない程度のものであったが、Xは、救急車による搬送先の病院が失火により全焼したため焼死した。

甲は、Xの腕をナイフで切り付けた。傷は通常ならば死に至らない程度のものであったが、Xにはいったん出血すると止血が困難になる疾患があったため、Xは失血死した。Xの疾患については、甲を含めだれも知り得なかった。

【結論】

事例 \ 学生	A	B	C	D
				x
			x	
	x			

○ : 因果関係あり

x : 因果関係なし

- 1 . A - C 2 . A - D 3 . B - C 4 . B - D 5 . C - D

〔No. 53〕 学生AないしDは、正当防衛に関する後記各論点について、後記各見解のうちいずれかを選んでおり、各学生が採る見解の組合せはいずれも異なっている。各学生は、後記 及び の事例について後記 から までのうちいずれかの結論に至っており、後記発言は、各学生がその結論について述べたものである。学生とその採用する見解の組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【論点1 正当防衛を基礎付ける事実の錯誤の考え方】

見解ア 事実の錯誤であり、正当防衛を基礎付ける事実がすべて存在すると誤信していた場合は故意を阻却する。

見解イ 違法性の錯誤であり、故意を阻却しない。

【論点2 刑法第36条第2項が過剰防衛に刑の任意的減免を認める根拠】

見解 急迫不正の侵害があると認識していた以上、心理的動揺が相当性の逸脱を招いた面を強く非難できず、違法性には影響しないが、責任が減少する。

見解 客観的に急迫不正の侵害が存在していた以上、侵害者の法益を侵害することによって正当な利益が維持された面があり、責任には影響しないが、違法性が減少する。

【事例】

甲は、Xが木の棒で殴ってきたのに対して、防衛のため、傍らにあった包丁を木の棒と誤信してXに投げ付け、Xに重傷を負わせた。

甲は、Xが単に腕を振り上げたのを素手で殴り掛かってきたと誤信し、防衛のため、傍らにあった包丁を包丁と認識しながらXに投げ付け、Xに重傷を負わせた。

【結論】

傷害罪が成立し、刑法第36条第2項による刑の減軽又は免除の余地がある。

傷害罪が成立し、刑法第36条第2項による刑の減軽又は免除の余地はない。

過失傷害罪が成立し、刑法第36条第2項による刑の減軽又は免除の余地がある。

過失傷害罪が成立し、刑法第36条第2項による刑の減軽又は免除の余地はない。

【発言】

学生A 事例 では刑法第36条第2項による刑の減軽又は免除の余地があり、事例 では傷害罪が成立すると考える点は、4人とも同じになったね。

学生B 事例 と事例 の結論が同じになるのは僕だけだ。

学生C 僕とB君とでは、事例 の結論は同じだが、事例 の結論は異なる。

学生D 僕とC君とでは、事例 の結論は異なるが、事例 の結論は同じだ。

- 1 . Aア - Bイ 2 . Aイ - Dア 3 . Bア - Cイ
4 . Bイ - Dア 5 . Cイ - Dア

【No. 54】 学生AとBは、次の事例における甲と乙の罪責に関し会話している。発言中の()内から適切なものを選んだ場合、 から までに入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲と乙は、Xが金属バットで殴り掛かってきたことから、一緒に身を守るため、Xに対し、甲が顔面を素手で殴打し、乙が足を蹴る暴行を加え、Xを転倒させた(防衛行為)。Xは、バットを手放しておとなしくなったが、甲は、そのバットでXの背中を数回殴打した(過剰行為)。乙は、Xがおとなしくなった時点で反撃の意思をなくしたが、そのことを甲に伝えず、また、過剰行為を阻止しなかった。

【発言】

学生A 僕もB君も、甲については過剰防衛になると考える点で同じだね。乙については、過剰行為も甲と乙との共謀に基づくものといえるかが問題となり、僕は、過剰防衛になると考える。

学生B 僕は、乙について、正当防衛の成立を認め、不可罰となると考える。共謀が及ぶ範囲の認定に当たって、僕は、意思の連絡の内容として、(a構成要件に該当する行為をとらえれば足り、正当防衛の成否にかかわる事情を考慮すべきではない・b構成要件に該当する行為のみならず、正当防衛の成否にかかわる事情も考慮すべきである)と思うので、甲と乙が(a防衛のための限度でXに暴行を加えること・b単にXに暴行を加えること)を共謀したと考えた。

学生A 僕は、B君と違い、甲と乙が(a防衛のための限度でXに暴行を加えること・b単にXに暴行を加えること)を共謀したと考え、当初の共謀は、(aそれが解消されない限り、防衛行為と一連の行為である過剰行為にも及び・b過剰行為には及ばない)と考えた。

学生B 僕は、侵害存在時の暴行の共同実行の意思が侵害終了後も(a当然継続するといえる・b当然に継続するとはいえない)と思うので、当初の共謀は、(aそれが解消されない限り、防衛行為と一連の行為である過剰行為にも及び・b過剰行為には及ばない)と考えた。

学生A 僕は、過剰行為に関し(a新たに共謀が成立した・b当初の共謀が解消された)と認めるべき特段の事情がないので、防衛行為と過剰行為を(a全体として考察する余地がないと考え・b全体として考察し)、結論を出した。

学生B 僕は、過剰行為に関し(a新たに共謀が成立した・b当初の共謀が解消された)と認めるべき特段の事情がないので、防衛行為と過剰行為を(a全体として考察する余地がないと考え・b全体として考察し)、結論を出した。

1. b a b 2. a a a 3. a b a
4. b a b 5. a a b

【No. 55】 学生AないしCは、次の 及び の事例における甲の罪責に関し会話している。発言中の()内に語句群から適切な語句を入れた場合、 から までに入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

甲は、友人から、中に宝石を入れて施錠された小型金庫を預っていたが
小型金庫ごと持ち逃げした。
小型金庫を開けて中から宝石を取り出し、宝石のみを持ち逃げした。

【発言】

学生A 僕は、()に占有があると考え。したがって、()が成立する。

学生B ()ので、A君の考えには反対だ。僕は、()に占有があると考え。

学生C 僕も、()ので、A君の考えには反対だ。僕は、()と考えるので、()に占有があると考え。したがって、()が成立する。B君の考えによれば、()が成立することとなるが、それでは、事例 において甲に成立する犯罪の法定刑が事例 におけるそれよりも軽くなって不均衡だから、B君の考えには賛成できない。

学生B 僕は、()と考えるので、C君の言うような問題が生じる場面はほとんどないと思う。

【語句群】

- a 事例 ，事例 共に窃盗罪
- b 事例 ，事例 共に横領罪
- c 事例 は横領罪，事例 は窃盗罪
- d 宝石を含めた小型金庫全体について委託者
- e 宝石を含めた小型金庫全体について受託者
- f 小型金庫それ自体については受託者，宝石については委託者
- g 甲が宝石を領得する目的で小型金庫ごと持ち逃げした場合には，少なくとも小型金庫を開けて宝石を領得した時点で窃盗罪が成立することとなる
- h 宝石の容器にすぎない小型金庫に，在中物と切り離れたそれ自体の占有を考えるのは無意味である
- i 委託者が小型金庫内にある宝石を他の者に支配させないために施錠した意図を無視することとなる

- 1 . d h b 2 . e i c 3 . a i e
4 . b f g 5 . h d c

【No. 56】 学生AないしDは，公務執行妨害罪における公務の適法性に関する後記各論点について，後記各見解のうちいずれかを採っており，各学生が採る見解の組合せはいずれも異なっている。後記発言は，各学生が次の 及び の事例における甲に公務執行妨害罪が成立するか否かについて述べたものである。学生とその採用する見解の組合せとして正しいものは，後記1から5までのうちどれか。

【事例】

司法警察員Xが逮捕状を示して甲を窃盗事件の犯人として逮捕しようとした際，甲は，その事件の真犯人ではなかったことから，違法な逮捕であると思い，Xの顔面を殴打した。甲は，その後収集された証拠により窃盗事件の真犯人ではないことが明らかとなった。

司法警察員XがYを被疑者とする逮捕状を示して窃盗事件の真犯人であるYを逮捕しようとした際，Yの同居人甲は，逮捕状の記載を見間違えて，別人を被疑者とする逮捕状に基づく違法な逮捕であると思い，Xを押し倒した。

【論点1 公務の適法性の判断基準】

見解ア 公務員が職務行為時に認識していた事情を基礎として，客観的に判断する。

見解イ 公務員が職務行為時に認識していたか否かにかかわらず，すべての事情を基礎として，客観的に判断する。

【論点2 行為者による公務の適法性の認識の要否】

見解 適法性を基礎付ける事実の認識も適法である旨の認識も必要である。

見解 適法性を基礎付ける事実の認識は必要であるが，適法である旨の認識もその認識の可能性も不要である。

見解 適法性を基礎付ける事実の認識は不要であり，適法である旨の認識もその認識の可能性も不要である。

【発言】

学生A C君の見解によると，公務の適法性を基礎付ける事実を認識しているのに公務が違法であると誤信した行為者を処罰できなくなってしまう，妥当でない。

学生B 事例 では，僕以外の3人の見解によると，公務員が職務行為時に把握していなかった甲の事情が考慮されずに公務が適法と判断され，妥当でない。

学生C 事例 では，A君と僕は，甲に公務執行妨害罪の成立を認めない。

学生D 事例 では，B君と僕は，甲に公務執行妨害罪の成立を認める。

- 1 . Aア - Bイ 2 . Aア - Dア 3 . Bイ - Cア
4 . Bイ - Dア 5 . Cア - Dア

【No. 57】 学生AないしDは、実行の着手が認められる時点に関し、次のアからエまでのいずれか異なる見解を採って会話している。発言中の()内に語句群から適切な語句を入れた場合、学生とその採用する見解及び から までに入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【見解】

- ア 犯意の成立が、その遂行的行動により確定的に認められる時点
- イ 構成要件に該当する行為の少なくとも一部分が行われた時点
- ウ 構成要件の実現に至る現実的危険性を含む行為が行われた時点
- エ 法益侵害の具体的危険が発生した時点

【発言】

学生A B君の考えを徹底すれば、例えば、窃盗の目的で民家に侵入し、室内を物色し、財物を手に取って窃取したという事例の場合、()で窃盗の実行の着手を認めることとなると思うが、それは妥当でないと思う。

学生B C君の考えを徹底すれば、A君が挙げた窃盗の事例の場合、()で窃盗の実行の着手を認めることとなると思うが、C君の考えは、()と思う。

学生C D君の考えを徹底すれば、例えば、10日後にその場に居合わせた人を殺害する目的で、10日後に爆発する爆弾を作って仕掛け、10日後に爆発させてその場に居合わせた人を殺害したという事例の場合、()で殺人の実行の着手を認めることとなるね。

学生D A君の考えを徹底すれば、C君が挙げた殺人の事例の場合、()で殺人の実行の着手を認めることとなると思うが、A君の考えは、()と思う。

【語句群】

- a 窃盗の目的で民家に侵入した時点
- b 財物に手を触れた時点
- c 爆弾を仕掛けた時点
- d 爆弾を仕掛けた後、爆発が間近に迫った時点
- e 行為者の手を離れた後に実行の着手を認めることとなって不合理である
- f 予備と未遂の区別が困難となって不合理である

- 1. Aア - a d
- 2. Aエ - f d
- 3. Bイ - b e
- 4. Cイ - b c
- 5. Dウ - b f

【No. 58】 学生AないしCは、次の 及び の事例における甲に虚偽公文書作成罪が成立するか否かについて検討し、事例 では、AとCが成立、Bが不成立、事例 では、Aが成立、BとCが不成立との結論に至った。後記aからfまでの記述のうち、誤っているもののみをすべて集めた組合せは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

市の建築主事Xを補佐して建築物に関する完了検査及び検査済証の起案を担当する公務員甲は、完了検査の結果、建築基準関係規定に適合しないと判明した建築物につき、それに適合する旨の内容虚偽の検査済証の起案をした上、情を知らないXにこれを提出し、Xをして同人名義の検査済証を作成させた。

公務員でない甲は、市の消防署長Xに対して火災による被害を受けた旨の内容虚偽の事実を申し立て、情を知らないXをして同人名義のり災証明書を作成させた。

【記述】

- a 「非身分者による真正身分犯の間接正犯は成立し得る。公正証書原本不実記載等罪は、虚偽公文書を間接正犯形態で作成させる行為のうち、刑事責任の軽いものにつき法定刑を軽減したものである。」と考えても、学生Aと同じ結論に至ることが可能である。
- b 「非身分者による真正身分犯の間接正犯は成立しない。」と考えても、学生Aと同じ結論に至ることが可能である。
- c 「虚偽公文書作成罪の正犯たり得る者は、当該公文書の作成権限がある公務員に限られる。公正証書原本不実記載等罪の規定は、虚偽公文書を間接正犯形態で作成させる行為のうち、特に処罰す

- る必要のあるものを定めたものである。」と考えても、学生Bと同じ結論に至ることが可能である。
- d 「虚偽公文書作成罪の正犯たり得る者は、当該公文書の作成名義人に限られる。」と考えても、学生Cと同じ結論に至ることが可能である。
- e 「非身分者による真正身分犯の間接正犯は成立し得るが、あえて公正証書原本不実記載等罪の規定が設けられているのは、同規定が定める場合を除き、虚偽公文書を間接正犯形態で作成させる行為を不可罰とする趣旨である。」と考えても、学生Bと同じ結論に至ることが可能である。
- f 「公務員でない者は虚偽公文書作成罪の間接正犯となり得ず、また、公務員の行為であっても、当該公務員の職務に関してなされたものでなければ、同罪の間接正犯は成立しない。」と考えても、学生Cと同じ結論に至ることが可能である。

1 . a d 2 . a e f 3 . b d 4 . b e 5 . c f

【No.59】 学生AないしCは、「甲は、生後6か月の実子Xを小児科医院玄関前に置いて、直ちにその場を立ち去った。」という事例における甲の罪責に関し会話している。発言中の()内から適切なものを選び、【 】内に語句群から適切な語句を入れた場合、 から までに入るものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【発言】

- 学生A 僕は、保護責任者遺棄罪は (a 具体的・ b 抽象的) 危険犯であり、その成立には、 (a 遺棄行為さえあれば足りる・ b 遺棄行為があるほか具体的危険が発生したことが必要) と考える。
- 学生B 仮に、甲が立ち去った直後にXが看護師に保護され、Xの生命にも身体にも危険が生じなかったとした場合、甲の罪責はどうなるのか。
- 学生A (a 同罪が成立する・ b 同罪は成立しない) と考える。
- 学生C 僕は、【 】から、A君と異なり、同罪を (a 具体的・ b 抽象的) 危険犯と考える。
- 学生B C君に賛成だ。ところで、僕は、同罪は (a 生命及び身体・ b 生命) に対する危険犯と考えるので、 (a 具体的危険・ b 遺棄) が肯定されるためには、 (a 生命又は身体・ b 生命) に危険が生じる程度の行為が必要と考える。
- 学生C 仮に、Xが直ちに保護されるとは期待できず、その場に放置されることにより風邪をひくおそれがあったが、死亡のおそれは全くなかったとした場合、B君の考えでは、甲に (a 同罪が成立する・ b 同罪は成立しない) という結論になるね。僕は、【 】から、B君と異なり、同罪は (a 生命及び身体・ b 生命) に対する危険犯であり、 (a 具体的危険・ b 遺棄) が肯定されるためには、 (a 生命又は身体・ b 生命) に危険が生じる程度の行為が必要と考える。したがって、この場合、甲に (a 同罪が成立する・ b 同罪は成立しない) という結論になる。

【語句群】

- a 刑法第218条が、要件として、単に、「...する責任のある者がこれらの者を遺棄し...たときは」とだけ規定していること
- b 刑法第218条が「遺棄」行為とともに「生存に必要な保護をしなかった」行為を処罰対象としており、両者は同じ法益に向けた行為と解すべきであること

1 . a a a b 2 . a b a a 3 . a a b a
4 . b b b b 5 . b b a b

